

## ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に対する意見及びそれに対する考え方

## 1. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(案)

## (1) 総論・ガイドラインの目的等

意見	考え方
<p>意見1 本ガイドラインが「固定通信事業者と移動通信事業者、指定事業者と非指定事業者等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係わる事業者間協議を実施する際の指針」として策定されることは極めて有用。</p> <p>また、接続料の算定根拠に関する適切な情報開示を伴う事業者間協議の必要性や、接続に際して必要となる網改造の内容・費用に対して細分した機能ごとのコスト表示等の十分な情報開示の必要性が明記されていることは、必ずしも規模が大きくない非指定事業者にとっては非常に重要であり、本ガイドラインが策定されることに賛同。</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 1. 全般(本ガイドラインの意義)</p> <p>インターネットの発展と共に、ネットワークを介した通信サービスの提供形態も多様さを増しており、さまざまなネットワーク同士が円滑に接続されることがますます重要となっています。このような状況の中で、本ガイドラインが「(2)ガイドラインの対象」で書かれているように、「固定通信事業者と移動通信事業者、指定事業者と非指定事業者等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係わる事業者間協議を実施する際の指針」として策定されることは極めて有用であると考えます。</p> <p>また、「3 双務的な接続料の算定根拠に係わる情報開示」および「4 接続に必要なシステム開発等」では、接続料の算定根拠に関する適切な情報開示を伴う事業者間協議の必要性や、接続に際して必要となる網改造の内容・費用に対して細分した機能ごとのコスト表示等の十分な情報開示の必要性が述べられています。このような内容が明記される</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>ことは、当協会の会員などの必ずしも規模が大きくない非指定事業者にとっては非常に重要であり、本ガイドラインが策定されることに賛同いたします。</p> <p>さらに、本ガイドラインが適切に運用されることで、多くの事業者がさまざまなサービスを提供する公正な競争環境が構築され、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることにつながっていくことを期待します。</p> <p>(テレコムサービス協会)</p>	
<p>意見2 本ガイドラインの策定は、事業者間協議において全事業者共通の考え方に関する指標となり、円滑な合意形成を図るためにも、大変意義がある。</p> <p>また、ガイドライン策定の目的として、現在の市場環境においては寡占化が進み硬直化している状況下にて、新規・新興事業者が公正かつ公平な競争を通じて健全な市場環境を醸成することが重要である点も追記する必要がある。</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 本ガイドラインの策定は、事業者間協議において全事業者共通の考え方に関する指標となり、円滑な合意形成を図るためにも、大変意義があるものと考えます。</p> <p>また、ガイドライン策定の目的として、現在の市場環境においては寡占化が進み硬直化している状況下にて、新規・新興事業者が公正かつ公平な競争を通じて健全な市場環境を醸成することが重要である点も追記して頂く必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、本ガイドライン案は、電気通信事業法第32条の趣旨等を踏まえ、電気通信事業者(以下「事業者」という。)間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確するものである。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進することを目的とするものである。</p>
<p>意見3 本ガイドライン案は、全事業者に適用される事業者間協議の指針となるものであり、本ガイドラインの策定に異存があるものではない。</p>	<p>考え方3</p>
<p>○ 1. 基本的な考え方</p> <p>◆本ガイドライン案は、全事業者に適用される事業者間協議の指針となるものであり、これまで様々な事業者間協議が難航し、とりわけ昨年、非指定事業者との接続料を巡っては、あっせん申請の手続きを経た上で</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>も事態の解決に至らなかった事実を踏まえると、そのような事態の解消に寄与するものとの考えから、本ガイドラインの策定に異存があるものではありません。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見4 本ガイドラインの策定並びに運用は極めて有用であり、MVNO 協議会として、本ガイドライン策定に賛同。</p> <p>本ガイドラインの内容は接続協議に関するガイドラインであることから、表題を「事業者間接続協議の円滑化に関するガイドライン」に変更すべき。</p> <p>また、本ガイドライン案が接続に関する事業者間協議を対象にしていることから、「接続」の定義並びに範囲を明確にすることが重要であり、その定義をガイドラインに明記すべき。</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 1. 全般</p> <p>一部の事業者の優越的地位の濫用などにより、事業者間協議が円滑に行われていない事実が複数存在する中、本ガイドラインの策定並びに運用は極めて有用であり、MVNO 協議会として、本ガイドライン策定に賛同します。</p> <p>本ガイドラインをさらに有用なものとするため、以下の提案を致します。</p> <p>ガイドライン(案)の表題は「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」となっていますが、内容は接続協議に関するガイドラインであることから、表題を「事業者間接続協議の円滑化に関するガイドライン」に変更すべきと考えます。</p> <p>また、本ガイドライン(案)が接続に関する事業者間協議を対象にしていることから、この「接続」の定義並びに範囲を明確にすることが、本ガイドラインの位置づけをはっきりさせる観点から重要であり、すべての議論の出発点になると考えます。例えば、第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続約款には、標準的な接続箇所、接続協定の締結</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>また、本ガイドライン案は接続やシステム開発等に係る事業者間協議の円滑化について規定しており、表題を変更する必要があるとまではいえない。</p> <p>なお、「接続」の定義の明確化や届出の性格に関する御意見については、参考とさせていただきます。</p>

手続き、接続料金が記載されています。これらに加えて、網改造料や各種手続き費の金額またはその計算方法が記載されていますが、

- 1) 原則論のみの記述がかなりあり、具体的な金額を想定することができない場合がある、
  - 2) それ故に、接続協定締結に至る過程で示される網改造料等の金額の公平性が担保されているか検証できない(網改造料等の具体的金額や、改造の内容が公表されない)、
  - 3) 電気通信事業法第 34 条 3 項の「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた」金額であるかどうかの検証がどこまでなされているかが不透明である(手続き費等は、上記 34 条 3 項の適用対象外であると発言している MNO も存在する)
- などの曖昧性が残っています。

例を挙げると、携帯電話事業において、その接続に必要な SIM の書込み・登録を行う装置類を接続事業者(MVNO 等)が MNO より借り受けてその作業を自ら実施しています。SIM は接続の必須要素であることから、SIM 書込み・登録は接続行為の一部であると思えるところ、「接続」ではないという見解を MNO の一部が示し、不透明な費用設定を行っている例が存在します。

今回のガイドライン策定に際して、まずは、このような曖昧性を排除し、「接続」の定義を明確にすることが重要です。即ち、その定義をガイドラインに明記する必要があると考えます。仮に、さらなる議論を要するのであれば、本ガイドラインにその旨を記載すべきと考えます。

なお、ガイドライン(案)の「1 ガイドラインの目的等 (1)ガイドラインの目的」に、「接続協定は、累次の規制緩和により、認可・届出といった事前規制が廃止されており、双方の合意のみで効力を生じるものとなっている。」との記載がありますが、認可行為は事前規制の対象であり、届出は事後規制の一環である、というのが一般的な理解であると思われます。この点の明確化を望みます。

<p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見5 「協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図る」とする本ガイドライン案の趣旨に賛同。</p> <p>本ガイドライン案に示された事業者間協議のプロセスや接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等が実際の事業者間の協議の場でも適切に運用されるよう、総務省殿において遵守状況を注視いただきたい。また、仮に、遵守されていない場合には、必要に応じて、適時適切な見直しを講じていただきたい。</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ 「協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図る」とする本ガイドライン案の趣旨に賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ IP・ブロードバンド時代においては、電話の時代とは異なり、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のネットワークを構築して、お互いのお客様同士が相互に通信を行うために、同じ立場での相互接続を行っており、相互に接続料を支払い合う関係となっています。</li> <li>・ そのような関係においては、他事業者が当社のネットワークに接続する場合と同様に、他事業者のネットワークに接続することが、当社を含む相手方事業者にとっても事業展開上不可欠であり、接続協議が遅延・停滞したり、不当に高額な接続料が設定された場合、その事業展開に重大な支障をきたすこととなります。</li> <li>・ 実際に、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。</li> <li>・ 今回、本ガイドライン案に事業者間協議のプロセスや接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等が示されたところですが、実際の事業者間の協議の場でも適切に運用されるよう、総務省殿において遵守状況を注視いただきたいと考えます。また、仮に、遵守されていない場合</li> </ul>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、「一部の固定電話事業者の設定する接続料」については、ガイドライン案に示したとおり、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者間で合理的な理由無く差が生じないように留意することが適当であることから、協議の要望を受けた場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。</p> <p>総務省においては、今後も、本ガイドラインに基づいた情報開示が適切になされるか、事業者間協議を注視していきたい。</p>

<p>には、必要に応じて、適時適切な見直しを講じていただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上述のとおり、現在の相互接続形態は、指定・非指定事業者の別を問わず、同じ立場で相互接続を行っており、相互に接続料を支払い合う関係となっていることから、「全ての事業者を対象」とする本ガイドライン案の趣旨に賛同いたします。</li> </ul> <p>(NTT 東西)</p>	
<p>意見6 本ガイドライン案は、事業者間協議による合意の形成が円滑に行われぬケースを想定して、協議に当たっての指針が示されているものと理解。</p> <p>NTT東西とそれ以外の事業者との間の事業者間協議においては、非対称規制の趣旨を考慮すべきであり、接続料の算定根拠に係る情報開示の程度等については当然差が生じるものとする。</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 今回公表されたガイドライン案については、「1 ガイドラインの目的」にあるとおり(※)、接続料及び接続条件に関し事業者間協議による合意の形成が円滑に行われぬケースを想定して、協議に当たっての指針が示されているものと理解します。</p> <p>「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」において、接続料の算定根拠にかかる情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当との記述がありますが、上述の目的に照らせば、接続料の水準等について事業者間で合意が成立している場合には、算定根拠にかかる情報開示の程度に差が生じて問題はないものと考えます。※「従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。」</p> <p>なお、ボトルネック設備を保有しているため一種指定事業者に指定されているNTT東・西については、接続料や接続条件の公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する目的で、接続会計の整理や接続約款の認可、公表義務といった特に厳格な規制が課されています。NTT東・西と</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「1 ガイドラインの目的等 (1)ガイドラインの目的」に示したとおり、本ガイドライン案は、接続料の水準等について事業者間で合意が成立しており、当事者間で特段事業者間協議の方法を変更する必要性を認識していない場合には、算定根拠に係る情報開示の程度に差が生じていたとしても、特段の対応を求めるものではない。</p> <p>なお、第一種指定電気通信設備(以下「一種指定設備」という。)を設置する NTT 東西とそれ以外の事業者の間で接続料の算定根拠に係る情報開示の程度に一定程度の差が生じることは合理的な理由に基づくものであると考えられる。したがって、本ガイドライン案は、一種指定設備を設置する事業者以外の事業者に対し一種指定設備を設置する事業者と同等の情報開示までを求めるものではない。</p> <p>また、指定電気通信設備を設置する事業者(以下「指定事業者」という。)以外の事業者(以下「非指定事業者」という。)においても、協議の要望を受けた場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、当該接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。</p>

<p>それ以外の事業者との間の事業者間協議においては、上述の非対称規制の趣旨を考慮すべきであり、接続料の算定根拠に係る情報開示の程度等については当然差が生じるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見7 事業者間での考え方の相違は、各事業者の事業形態(中継事業者、端末系事業者等)により、当然発生し得るものであり、また交渉力の極めて強い指定事業者とそれ以外の事業者の間で、一定の差異を設けることについても合理性がある</p> <p>事業者間協議に関してガイドライン化されることは、中小規模の事業者にとっては、事業者間協議に係る業務の煩雑化や早期の合意形成の困難化に繋がるのではないかと懸念。</p>	<p>考え方7</p>
<p>○ 接続に係る協議については事業者間での協議に委ねられているところ、現状弊社は、協議のプロセスや接続料の設定方法等に大きな問題はないと認識しております。</p> <p>事業者間での考え方の相違は、各事業者の事業形態(中継事業者、端末系事業者等)により、当然発生し得るものであり、また交渉力の極めて強い指定事業者とそれ以外の事業者の間で、一定の差異を設けることについても合理性があると考えております。</p> <p>そのようななか事業者間協議に関してガイドライン化されることは、中小規模の事業者にとっては、事業者間協議に係る業務の煩雑化や早期の合意形成の困難化に繋がるのではないかと懸念いたします。</p> <p>本ガイドラインは、あくまで事業者間協議における参照として整理されるものであり、強制力はないとされているところではありますが、ガイドラインの存在自体によって事実上のルール化となりかねませんので、その点十分配慮頂くことを要望いたします。</p> <p>(ケイ・オブティコム)</p>	<p>○ 本ガイドライン案は、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性が認識されていない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。</p> <p>また、算定根拠に係る情報開示の程度について、例えば各事業者の事業形態や指定事業者と非指定事業者の別により一定程度の差が生じることは、事業形態の差異や指定電気通信設備の設置の有無といった合理的な理由に基づくものと考えられる。</p>
<p>意見8 全事業者に適用されるルールとしては事業者間の自主的な協議に委ねることが原則であり、また、事業者間の協議が調わなかった場合、法令の定める紛争処理スキームが整備されていることを踏まえれば、全事業者を対象としたガイドラインの策定は不要。</p> <p>仮に、本ガイドラインを策定・運用するに当たっては、事業者間の自</p>	<p>考え方8</p>

<p>主的な協議が阻害されることがないように、また現行の非対称規制の趣旨を十分に踏まえ、非指定事業者に対して指定事業者に対する規制が拡大して適用されることがないように、配慮されることが不可欠。</p> <p>また、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課すなどの措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、中立的な第三者が接続料の適正性について検証を行う仕組みについても検討すべき。</p>	
<p>○ 弊社では、全事業者に適用されるルールとしては事業者間の自主的な協議に委ねることが原則であり、また、事業者間の協議が調わなかった場合、法令の定める紛争処理スキーム（総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁）が整備されていることを踏まえれば、全事業者を対象としたガイドラインの策定は不要と考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仮に、本ガイドラインを策定・運用するに当たっては、事業者間の自主的な協議が阻害されることがないように、また現行の非対称規制の趣旨を十分に踏まえ、非指定事業者に対して指定事業者に対する規制が拡大して適用されることがないように、配慮されることが不可欠と考えます。</li> <li>・ 例えば、本ガイドライン第3項（双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示）を根拠に、第一種指定電気通信事業者が、第一種指定電気通信設備制度に基づき開示している範囲と同等の情報をそれ以外の事業者に要求する等、恣意的に運用されることがないようにして頂きたいと考えます。</li> <li>・ また、接続料の算定根拠が争点となった場合、守秘義務を課すなどの措置をしたとしても、競合他社に対して開示することが困難な経営情報等が含まれることも想定されるため、中立的な第三者が接続料の適正性について検証を行う仕組みについても検討すべきと考えます。</li> </ul> <p>（ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル、ウィルコム）</p>	<p>○ 事業者間の協議が調わなかった場合については法令の定める紛争処理スキームが整備されているものの、事業者間協議による合意の形成が円滑になされない場合には、公正競争の確保が十分になされないおそれがあり、ひいては利用者利便が損なわれる可能性がある。このため、まずは紛争処理以前の通常の事業者間協議の円滑化を図ることが望ましい。</p> <p>○ 本ガイドライン案は新たな事前規制の導入を意図するものではなく、指定事業者に対する規制を非指定事業者に対して拡大して適用するものではない。</p> <p>また、算定根拠に係る情報開示の程度について指定事業者と非指定事業者の間で一定程度の差が生じることは、指定電気通信設備の設置の有無といった合理的な理由に基づくものであると考えられる。したがって、本ガイドライン案は、非指定事業者に対し指定事業者と同等の情報開示までを求めるものではない。</p> <p>○ 中立的な第三者が接続料の適正性について検証を行う仕組みに係る御意見については参考とさせていただきます。</p>



(2) 事業者間協議のプロセス

意見	考え方
<p>意見9 特に年度末に接続料確定後、遡及適用する事業者においては、費用確定から合意形成までの十分な協議期間を確保することが困難な場合が多いことが懸念される。</p> <p>算定に当たっての考え方や算定方法等の先行提示にあたっては、可能な限り早期に接続事業者へ提示・説明し、予見性の確保に努めるべき。</p> <p>また、更なる予見性を確保する観点から、一種指定事業者と同様に、特に二種指定事業者においては、期首に確定額を提示するなどの接続料算定ルールの導入を検討する必要がある</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 本ガイドラインでは、適用予定時期に鑑みて十分な協議期間を確保することが望ましいとしていますが、特に年度末に接続料確定後、遡及適用する事業者においては遡及精算も加味した時間的制約があるなど、費用確定から合意形成までの十分な協議期間を確保することが困難な場合が多いことが懸念されます。</p> <p>算定に当たっての考え方や算定方法等の先行提示にあたっては、可能な限り早期に接続事業者へ提示・説明し、予見性の確保に努めるべきと考えます。</p> <p>また、更なる予見性を確保する観点から、一種指定事業者と同様に、特に二種指定事業者においては、期首に確定額を提示するなどの接続料算定ルールの導入を検討する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 接続料の算定に係る事業者間協議に当たっては、遡及精算を行う場合についてもそれ以外の場合と同様、本ガイドライン案を踏まえ、その適用予定時期に鑑みて十分な協議が可能な期間を確保して、協定案の内容を接続事業者へ通知し、事業者間協議を開始することが望ましい。</p> <p>なお、接続料の遡及精算の変更に係る御意見については参考とさせていただきます。</p>
<p>意見10 一部の事業者については、会計年度の年度末になるまで、当該事業者からその年度に適用する接続料水準の提示をせず、事業の予見性を十分確保できないほか、その会計年度内に適正性の検証を行う期間も十分に確保できない状況。</p> <p>当該の事業者においては、本ガイドライン案に則り、その妥当性の検証に係る協議が可能な期間を十分に確保できるよう、早期に接続料水準や算定の考え方、算定根拠等の提示を行うべき。</p>	<p>考え方10</p>

<p>○ ・現在、一部の事業者については、会計年度の年度末になるまで、当該事業者からその年度に適用する接続料水準の提示をいただかず、事業の予見性を十分確保できないほか、その会計年度内に適正性の検証を行う期間も十分に確保できない状況となっています。</p> <p>・したがって、当該の事業者においては、本ガイドライン案に則り、その妥当性の検証に係る協議が可能な期間を十分に確保できるよう、早期に接続料水準や算定の考え方、算定根拠等の提示を行う必要があると考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「2 事業者間協議のプロセス (2)協議のプロセスに係る留意点 ②協議のスケジュール」に示したとおり、各事業者は、接続協定の適用予定時期に鑑みて十分な協議が可能な期間を確保して、事業者間協議を開始することが望ましい。</p> <p>また、具体的な料金案の提示からその適用までに十分な期間を確保することが困難な場合は、例えば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法を先行して提示する等の方法により、当事者間における予見性の確保と円滑な協議の実施に努めることが望ましい。</p>
<p>意見11 本ガイドラインに「接続として扱い得る協議内容を卸役務協議に誘導しないこと」を明記すべき。</p>	<p>考え方11</p>
<p>○ 3.「2 事業者間協議のプロセス (2)協議のプロセスに係る留意点 ③協議の内容」に関して</p> <p>協議当事者が協議の内容を「接続」に係る協議であると認識した場合、その主な論点は、接続料算定式と当該算定式に代入する数値、並びに網改造の規模・費用であり、これらが合意できないがため、近年、紛争が発生していることは前述のとおりです。</p> <p>これに加えて、接続協議を申し込んだにもかかわらず、協議内容を意図的に卸役務に関する協議と位置づけ、より厳密な規定が適用される接続を回避しようとする事業者が存在します。本ガイドラインに「接続として扱い得る協議内容を卸役務協議に誘導しないこと」を明記していただくことを要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>○ 接続と卸役務提供のいずれを内容とする協議であるかについては、まずは協議を申し込んだ事業者の意思表示によって明確化することが適当である。その上で事業者間の協議により内容の合意が図られることが望ましい。</p> <p>なお、電気通信事業法第 32 条において、事業者が他の事業者から接続の請求を受けた場合には、同条各号に定める場合を除き、これに応じなければならない旨が規定されている。したがって、協議を申し込んだ事業者が卸役務提供ではなく接続を請求している旨を明示している場合には、協議を申し込まれた事業者は、同号に定める場合を除き、接続に関する協議に応じることが必要となる。</p> <p>御指摘のような事例については、以上のような電気通信事業法の規定を踏まえて対応することが適当であり、本ガイドラインに「接続として扱い得る協議内容を卸役務協議に誘導しない」旨を明記するまでの必要性はないと考えられる。</p>

(3) 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

意見	考え方
<p>意見12 本ガイドライン案の「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方について賛同。</p> <p>当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただくことが必須。</p> <p>それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたい。</p>	<p>考え方12</p>
<p>○ ・本ガイドライン案の「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方について賛同いたします。</p> <p>ガイドライン案にある通り、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、求めがあれば、一方の事業者が開示している情報と同程度の範囲において、他方の事業者も説明責任を果たすべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、電気通信事業法等の関係省令の規定に従い、接続会計や接続料の算定根拠等の作成・公表を行っており、また、接続料に関する事業者説明会を開催するなど、接続料の水準・算定に係る適正性・透明性の確保に努めているところです。</li> <li>・ 今回、ガイドライン案で示されたように、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただくことが必須と考えます。</li> </ul> <p>なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こ</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、一種指定設備を設置する NTT 東西とそれ以外の事業者の間で接続料の算定根拠に係る情報開示の程度に一定程度の差が生じることは合理的な理由に基づくものと考えられる。したがって、本ガイドライン案は、一種指定設備を設置する事業者以外の事業者に対し一種指定設備を設置する事業者と同等の情報開示までを求めるものではない。</p>

<p>うした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるように、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>(NTT 東西)</p>	
<p>意見13 表題の「双務的な」を削除し、「3 接続料の算定根拠に係る情報開示」とすべき。</p> <p>また、「(1)基本的な考え方」の末尾に、「データ通信のような一方向性の通信の場合にも、接続料算定に必要な情報を協議当事者が相互に開示し、円滑な協議の実施が求められる」旨を追記すべき。</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 4. 「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」に関して</p> <p>本項は、音声通話に代表される「双務的な」場合の情報開示について述べている章であると解釈されますが、インターネットアクセスのような“片務的な”通信に係る相互接続においても、同様の考え方が成立すると考えられます。片務的な通信の場合にも、その想定通信量や接続料算定根拠について、当事者間相互の十分な情報開示が円滑な協議の推進に資することは明かです。現行のガイドライン(案)の記述では、片務的な通信の場合、必要な情報開示を拒むことを容認するように読める可能性を残します。これを回避するため、以下の2点を提案します。</p> <p>1)表題の「双務的な」を削除し、「3 接続料の算定根拠に係る情報開示」とする。</p> <p>2)「(1)基本的な考え方」の末尾に、以下の文章を追記する。 「データ通信のような一方向性の通信の場合にも、接続料算定に必要な情報を協議当事者が相互に開示し、円滑な協議の実施が求められる。」</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」は、「(1)基本的な考え方」に示したとおり、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことに着目して、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由無く差が生じないように留意することが適当としているものである。</p> <p>したがって、当該規定はデータ通信のような片務的な通信の場合に適用されるものではなく、本ガイドライン案の規定に御指摘のような変更を加えることは適当ではない。</p> <p>なお、片務的な通信の場合にも、事業者間の合意に基づく限りにおいて、例えばその想定通信量や接続料算定根拠について、十分な情報開示が行われることを否定するものではない。</p>
<p>意見14 情報開示を双務的に行っても、接続料に関する規律等がある事業者とない事業者との間で情報の非対称が生じ、情報開示の実効性が希薄となる可能性があると考えます。したがって、接続料に関する算定ルールがない事業者についてはガイドライン化を視野に入れた検討や</p>	<p>考え方14</p>

<p>二種指定ガイドラインに基づく対応を提案。</p>	
<p>○ NTT東西殿と携帯電話事業者には、一種指定設備制度、二種指定設備及び二種指定ガイドラインにより接続料算定ルールや情報開示の範囲が定められている一方、それ以外のPHS、固定、IP電話事業者等については、接続料等に関する規律・ルールがありません。情報開示を双務的に行っても、接続料に関する規律等がある事業者とない事業者との間で情報の非対称が生じ、情報開示の実効性が希薄となる可能性があります。</p> <p>したがって、接続料に関する算定ルールがない事業者については以下の対応を提案します。</p> <p>■固定、IP電話事業者</p> <p>固定、IP電話事業者の多くはNTT東西殿のLRICモデルを参考に接続料を設定している場合が多いと推察しますが、この場合でも算定方法や根拠等を情報開示することが適切と考えますので、将来的にはガイドライン化も視野に入れた検討が望ましいと考えます。</p> <p>■PHS事業者</p> <p>PHS事業者は二種指定ガイドラインの適用外となっていますが、携帯電話とPHSのMNP実現に向けた検討が行われており、ネットワーク構成やサービスにおいて携帯電話とPHSの差分が解消されつつある現状に鑑み、PHS事業者も自主的に二種指定ガイドラインに基づく対応を速やかに行うことが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 「固定電話事業者」、「IP 電話事業者」の設定する接続料の算定方法や算定根拠に係る情報開示の範囲に関しては、本ガイドライン案の趣旨を踏まえ、まずは事業者間の協議によって決定されるべきである。</p> <p>PHS 事業者に関する御指摘については、第二種指定電気通信設備制度(以下「二種指定設備制度」という。)の創設当時、PHS の加入者数が携帯電話の加入者総数の 10%以下であったこと等の理由から、市場への影響の程度に鑑み、第二種指定電気通信設備(以下「二種指定設備」という。)の対象としなかったものである。上記の事情は現在においても変わっておらず、現時点において、当時の整理を変更すべき積極的理由はないと考えられる。</p> <p>携帯電話と PHS の関係等については、市場動向を注視しつつ、必要が生じた場合には制度の見直しを含めて検討することが適当である。</p>
<p>意見15 非対称規制の趣旨を踏まえ、指定事業者は接続料の水準が争点とならなくとも積極的な情報開示が必要。</p>	<p>考え方15</p>
<p>○ 情報開示については、二種指定ガイドラインで「接続料水準が争点となった場合」に行うことが望ましいとしていますが、二種指定事業者は接続料等を接続約款で届出したことによって、言わば「公定力の類似の力」を接続事業者へ及ぼすこととなります。よって、指定事業者は自らの接続料等を事業者間協議において合意形成するインセンティブが働き辛く、むしろ交渉の余地を残さない結果となり非対称規制の形骸化とも取れる反作用的な側面もあります。</p>	<p>○ 本ガイドライン案に示したとおり、指定事業者は、接続約款の認可又は届出が完了していることや当該認可又は届出に係る手続の過程で総務省への一定の情報開示がなされていることのみをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に係る説明が不要となるものではない。したがって、指定事業者においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な情報開示を行うことが望ましい。</p>

<p>本ガイドラインでは、「接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合」に情報開示をしつつ説明をすることが望ましいとしていますが、非対称規制の趣旨を踏まえ、指定事業者については接続料の水準が争点とならなくとも積極的な情報開示が必要と考えます。</p> <p>また、直ちに説明が不要となるものではないという考えが示されておりますが、当該約款の認可又は届出の手續きにあたっては、指定事業者が能動的に接続料の適正性を説明することにより、事業者間協議における公平性の確保に努めることが望ましいと考えます。</p> <p>具体的には、認可又は届出の前に、指定事業者は、関係する接続事業者への説明会を実施すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
---	--

(4) 接続に必要なシステム開発等

意見	考え方
<p>意見16 接続に必要なシステム開発等は、接続事業者側においても、システム改修及び運用体制の見直し、コスト負担等の影響が生じるため、「一方の当事者によって独自に決定されるべきものではない」という総務省の認識は適切。したがって、システム開発等の着手前に、当事者間で十分な協議を行った上で実施することが望ましい。</p> <p>なお、指定事業者においては、「接続事業者との意見交換会」の定期的な開催等、予見性の確保、事業者間協議の円滑化に資する取り組みが引き続き行われることを期待。</p>	<p>考え方16</p>
<p>○ 接続に必要なシステム開発等は、接続事業者側においても、システム改修及び運用体制の見直し、コスト負担等の影響が生じるため、「一方の当事者によって独自に決定されるべきものではない」という総務省殿の認識は適切であると考えます。したがって、システム開発等の着手前に、当事者間で十分な協議を行った上で実施することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、NTT東西殿においては、平成24年5月30日より新たな取り組みとして「接続事業者との意見交換会」の定期的な開催(半期に1回)、</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>なお、NTT東西殿においては、今般開始した接続事業者との意見交換会を定期的実施する等、予見性の確保や事業者間協議の円滑化に資する取組を引き続き行うことが望ましい。</p>

<p>及び「運用開始(原則約 6 ヶ月前)の案内」を実施することとなりましたが、予見性の確保、事業者間協議の円滑化という観点からも、大変有効で意義のある施策と考えます。指定事業者においては、引き続きこのような取り組みが行われることを期待します。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見17 網改造の内容及び費用の細目が示されない事例が多く存在する中、本項の記載は極めて有用。</p>	<p>考え方17</p>
<p>○ 6.「4 接続に必要なシステム開発等 (3)接続に際して必要となる網改造 ①網改造費用の検証」に関して</p> <p>網改造の内容及び費用の細目が示されない事例が多く存在する中、本項の記載は極めて有用であると考えます。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p>
<p>意見18 網改造費用が争点となった場合に、費用の内訳などを示して透明性を図るべきとした総務省殿の認識は適切。</p> <p>今後、接続料と同様に、網改造費用については一種指定、二種指定に関らず、開発費等の接続事業者に対するコスト回収が容易に可能となるため、費用と算定方式の透明化や費用の検証性を高めるルールを導入することが重要。</p>	<p>考え方18</p>
<p>○ 網改造費用が争点となった場合に、費用の内訳などを示して透明性を図るべきとした総務省殿の認識は適切だと考えます。当社としての問題意識は(1)網改造費用に関する情報は事実上ブラックボックスになりがちであり、内訳等の検証は事実上不可能であること、(2)ACとしての回収部分と網改造費用としての回収部分が不明確(二重払いの可能性)であることです。</p> <p>今後、接続料と同様に、網改造費用については一種指定、二種指定に関らず、開発費等の接続事業者に対するコスト回収が容易に可能となるため、費用と算定方式の透明化や費用の検証性を高めるルールを導入することが重要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 本ガイドライン案に賛同の御意見として承る。</p> <p>網改造費用と算定方式の透明化や費用の検証については、本ガイドライン案の趣旨を踏まえ、まずは事業者間協議において取組がなされるべき課題であり、現時点では本ガイドライン案に加えて直ちに新たなルールを導入するまでの必要性はないと考えられる。</p> <p>なお、総務省においては、今後も、本ガイドラインに基づいた情報開示が適切になされるか、事業者間協議を注視していきたい。</p>

<p>意見19 NTT東西については、接続の申込み等にかかるオペレーションシステムの開発・公開や網改造費用の検証において、その他の事業者に比してより詳細な情報を開示し、開発に着手する前に接続事業者と十分に協議を行う必要があることを明確にすべき。</p>	<p>考え方19</p>
<p>○ また、「4 接続に必要なシステム開発等」についても、ボトルネック設備である一種指定設備との接続に必要なシステム開発や網改造は、代替性がなく接続事業者にとって影響が非常に大きいという事情があります。そのため、NTT東・西については、接続の申込み等にかかるオペレーションシステムの開発・公開や網改造費用の検証において、その他の事業者に比してより詳細な情報を開示し、開発に着手する前に接続事業者と十分に協議を行う必要があることを明確にすべきです。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるオペレーションシステムの開発・更改については、NTT 東西とそれ以外の事業者の別を問わず、本ガイドラインの趣旨を踏まえた対応を実施することが適当である。したがって、NTT 東西についてのみそれ以外の事業者と異なる特段の規定を設けることは適当でない。</p>
<p>意見20 システム開発・更改の影響の大小は開発・更改の概要及び接続事業者の運用体制等により異なるため、可能な限り開発・更改への着手前に接続事業者に必要な説明を行い、意見を聴取することが望ましい。</p> <p>なお、不可欠設備を有している指定事業者においては、開発費等の接続事業者に対するコスト回収が容易に可能となるため、システム開発・更改にあたっては、費用対効果を十分に考慮する必要がある。</p>	<p>考え方20</p>
<p>○ 「接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行う」としていますが、影響の大小は開発・更改の概要及び接続事業者の運用体制等により、影響の度合いは異なるため、可能な限り着手前に接続事業者に必要な説明を行い、意見を聴取することが望ましいと考えます。着手前の意見聴取によって、事業者双方にてシステムの利便性が高まるメリットにも繋がります。</p> <p>なお、不可欠設備を有している指定事業者においては、開発費等の接続事業者に対するコスト回収が容易に可能となるため、システム開発・更改にあたっては、費用対効果を十分に考慮する必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 接続に係るシステムの開発・更改については、接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるもの以外についても、可能な限り着手前に接続事業者に必要な説明を行い、意見を聴取することがより望ましい。他方、接続事業者への開発・更改着手前の説明・意見聴取の対象となるシステム開発・更改の範囲を拡大した場合、当該開発・更改を実施する事業者にとって過大な負担となり、迅速なシステム開発・更改を妨げるおそれがある。</p> <p>したがって、本ガイドラインにおいては、接続に係るシステム開発・更改のうち「接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるもの」について、接続事業者への開発・更改着手前の説明・意見聴取の対象とすることが適当である。</p>



<p>意見21 オペレーションシステムの開発・更改にあたって、MNOがMVNOに対して差別的な行為を行うことを禁止する旨ガイドラインに明記することを要望。また、オペレーションシステムの開発・更改費用について、応分負担の原則をガイドラインに明記することを要望。</p>	<p>考え方21</p>
<p>○ 5.「4 接続に必要なシステム開発等 (2)接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改」に関して</p> <p>第1項で述べたSIMの書込み・登録用の装置類は、オペレーションシステムの代表例であると考えられます。このようなオペレーションシステムの開発にあたって、当該システムが、非接続事業者(例えば MNO)と接続事業者(例えば MVNO)の双方で使用される場合、その仕様を合理的な理由なしに差別化し、接続事業者用システムの性能や利便性を劣後させるような事態は容認できません。また、業務の効率化などの合理的な理由があるにもかかわらず、それを実現するための情報開示を拒む行為が発生しています。このような差別的な行為が容認されるはずがなく、かかる行為が禁止されることを、ガイドラインに明記することを要望します。</p> <p>また、一般的に、これらオペレーションシステムの開発・更改は、協議当事者双方の利益に資する機会が多いことから、開発・更改費用の応分負担の原則をガイドラインに明記することを強く要望します。 (MVNO 協議会)</p>	<p>○ オペレーションシステムの開発・更改にあたって、MNOがMVNOに対して差別的行為を行うことを禁止する旨ガイドラインに明記することを要望するとの御意見について、携帯電話事業者については、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下「第二種指定ガイドライン」という。)に示されているとおり、「事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者(関連開発の委託先の技術者を含む。)を直接関与させることと等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の理解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当」と考えられる。</p> <p>○ オペレーションシステムの開発・更改費用について、応分負担の原則をガイドラインに明記することを要望するとの御意見については、二種指定ガイドラインにおいて、「接続に必要なシステムの開発等の費用については、(中略)原則として、接続事業者において応分負担すべき」とされている。なお、本ガイドラインにおいて、「携帯電話事業者の接続料に係る協議については「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月策定)を、(中略)併せて参照すること」としており、同趣旨の内容を改めて記載することは要しないと考えられる。</p>
<p>意見22 網改造費用負担の協議においては、新興事業者と既存事業者、加入者基盤に大小があるなど、事業者によって利害が対立しやすい状況となる。特に複数の事業者が共用するような形態での協議においては、複数の既存事業者に対して新興事業者という対立構造から、既存事業者の交渉上の優位性が働きやすく少数である新興事業者が劣位となることが懸念される。</p> <p>さらに、利用する設備を事業者数の均等按分とした場合は、加入者基盤が小さい事業者ほどコスト回収能力が低いいため、加入者基盤の大</p>	<p>考え方22</p>

<p>きい事業者との料金競争で不利に働くなど、競争上の問題も発生することが懸念されるため、総務省においても事業者間協議を注視する仕組みが必要。</p>	
<p>○ 網改造費用負担の協議においては、新興事業者と既存事業者、加入者基盤に大小があるなど、事業者によって利害が対立しやすい状況となります。特に複数の事業者が共用するような形態での協議においては、複数の既存事業者に対して新興事業者という対立構造から、既存事業者の交渉上の優位性が働きやすく少数である新興事業者が劣位となることが懸念されます。</p> <p>さらに、利用する設備を事業者数の均等按分とした場合は、加入者基盤が小さい事業者ほどコスト回収能力が低いいため、加入者基盤の大きい事業者との料金競争で不利に働くなど、競争上の問題も発生することが懸念されるため、総務省殿においても事業者間協議を注視する仕組みが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 複数事業者間での網改造費用負担の案分については、本ガイドライン案において「利用の程度(トラヒック比等)が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当である」としているとおり、新興事業者と既存事業者の間の交渉力の優劣により、一方の事業者にとって著しく不合理な方法が採用されることのないよう留意することが適当である。</p> <p>総務省においては、今後も、本ガイドラインに基づいた対応が適切になされるか、事業者間協議を注視していきたい。</p>
<p>意見23 本ガイドラインにおいても、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」と同様、システム開発費の応分負担の原則を追記すべき。</p>	<p>考え方23</p>
<p>○ 7.「4 接続に必要なシステム開発等 (3)接続に際して必要となる網改造 ②網改造費用の案分方法等について」に関して</p> <p>ガイドライン(案)は、1つの事業者に複数の事業者が接続を行う場合についての記載であると理解されます。</p> <p>これとは別に、事業者間接続の基本形である1対1の接続において、現在までのところ、接続にかかる開発費は、そのすべてを要望側が支払うことが商習慣になっています。明らかに接続の申込みがあると想定される場合においても、システム開発の初期段階から接続に必要な機能を用意せず、接続要望があった段階で追加開発(追加の機能開発は、初期段階から機能を組み込む場合に比べてコスト高となる)を行い、その開発費すべてを要望側に負担させる例(最近の事例で言えば、</p>	<p>○ システム開発費の応分負担の原則をガイドラインに追記することを要望するとの御意見について、携帯電話事業者については、二種指定ガイドラインにおいて、「接続に必要なシステムの開発等の費用については、(中略)原則として、接続事業者において応分負担すべき」とされている。</p> <p>なお、本ガイドライン案において、「携帯電話事業者の接続料に係る協議については「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(平成22年3月策定)を、(中略)併せて参照すること」としている。</p>

<p>LTE との接続)も存在します。双務的な通信は勿論のこと、片務的な通信についても、例えばデータ通信 MVNO との接続の一定部分が MNO 通信網の余剰設備部分を利用し、MVNO が MNO に支払う接続料の当該部分が MNO の利益になっている事実が存在することを考えると、この一方的な負担要請は不公平です。</p> <p>「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においても「応分負担」の考え方が示されていますが、前述のとおり、現実には、要望側(接続事業者)の全額負担が慣例となっており、かつ不合理な開発方法が容認されています。本ガイドライン(案)においても、この応分負担の原則を追記することを強く要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見24 費用案分について、開発を行う事業者の一方的な費用負担とならないよう留意することが必要。この点を踏まえ、本ガイドラインに「適正コストの回収漏れにならないことに留意」といった内容を追記することが必要。</p>	<p>考え方24</p>
<p>○ 実態上、費用案分について、事業者間の利害が一致することはそもそも困難であり、それらをガイドラインで求めること自体、実態から乖離するものと考えられ、開発を行う事業者の一方的な費用負担とならないよう留意する必要があると考えます。</p> <p>・ この点を踏まえ、本ガイドラインに「適正コストの回収漏れにならないことに留意」といった内容を追記することが必要と考えます。</p> <p>(NTT ドコモ)</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「4 接続に必要なシステム開発等 (3)接続に際して必要となる網改造 ②網改造費用の案分方法等について」の規定は、網改造費用の案分に参加する複数事業者のうちの一部の事業者にとって著しく不合理な費用負担の案分方法等が採用されることのないよう留意することが適当である旨を示すものであり、開発を行う事業者が一方的に費用を負担することによって他事業者の費用負担を軽減することを求めるものではなく、本ガイドライン案に御指摘の規定を追加するまでのものではないと考えられる。</p>
<p>意見25 「例えば、利用の程度(トラヒック比等)が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当」との規定は、規模の小さい事業者を不当に優遇するものではない旨を確認したい。</p>	<p>考え方25</p>
<p>○ 「例えば、利用の程度(トラヒック比等)が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「4 接続に必要なシステム開発等 (3)接続に際して必要となる網改造 ②網改造費用の案分方法等について」の規定</p>

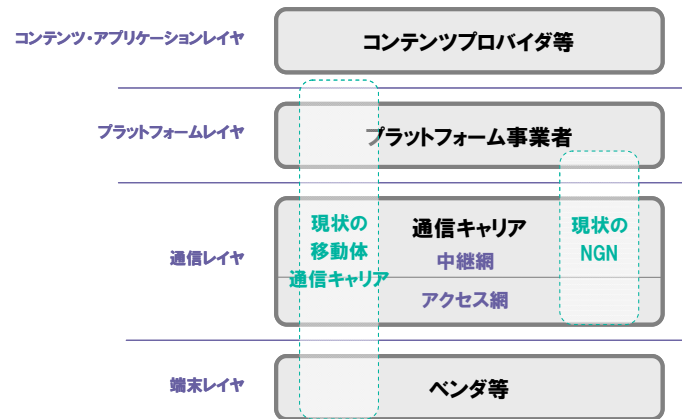
<p>の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当」との規定は、規模の小さい者への配慮から、他事業者の理解が得られず、一層合意が果たされにくくなるものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この点について、本規定は規模の小さい事業者を不当に優遇するものではないと理解していますが、その旨確認をさせていただきたい。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>は、網改造費用の案分方法の決定に当たり、網改造費用の案分に参加する複数事業者のうちの一部の事業者にとって著しく不合理な方法等が採用されることのないよう留意することが適当である旨を示すものであり、小規模な事業者を不当に優遇するものではない。</p>
<p>意見26 当社としては、これまでも接続事業者の利用するシステム開発を行う場合は、接続を要望する事業者の要望を十分に聞きながら、その機能や仕様、費用の負担方法について十分な説明を行ってきたところ。</p> <p>また、以下の新たな取り組みを実施することについて、接続事業者への説明や意見交換会を実施している。</p>	<p>考え方26</p>
<p>○ 当社としては、これまでも接続事業者の利用するシステム開発を行う場合は、接続を要望する事業者のご要望を十分にお聞きしながら、その機能や仕様、費用の負担方法について十分な説明を行ってきたところです。</p> <p>また、これに加えてシステムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること</li> <li>② システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続きの変更内容についてご案内すること</li> </ol> <p>の新たな取り組みを実施することについて、今年5月30日に接続事業者にご説明し、同日、第1回目の意見交換会を実施したところです。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>○ NTT 東西においては、今般開始した接続事業者との意見交換会を定期的実施したり、運用手続の変更内容についてシステムの運用開始予定時期の原則6ヶ月前までに接続事業者にご案内するといった、接続事業者の利用するシステムの開発に係る情報開示の充実のための取組を引き続き実施することが望ましい。</p>

(5)その他

意見	考え方
<p>意見27 電気通信市場における公正競争のためには、接続する複数の相手方で接続条件が同様であるにもかかわらず接続料の水準が異なるという事態は、望ましくない。したがって、協議に当たって事業者は、現に接続している、又は接続の予定がある他の事業者がある場合は、その接続料の水準及び接続条件についての情報を開示するのが望ましいことを盛り込むべき。</p>	<p>考え方27</p>
<p>○ 電気通信市場における公正競争のためには、接続する複数の相手方で接続条件が同様であるにもかかわらず接続料の水準が異なるという事態は、望ましくないと思います。したがって、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」に、協議に当たって事業者は、現に接続している、又は接続の予定がある他の事業者がある場合は、その接続料の水準及び接続条件についての情報を開示するのが望ましいことを盛り込むべきだと思います。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ 本ガイドライン案の「5 協議が調わなかった場合の手続 (3)接続料が不当に高額であると認められる場合等について」に示したとおり、接続の条件が不当であると認められる場合については、電気通信事業法第29条第1項に基づく業務改善命令の対象となる場合がある。例えば、接続の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある場合には、上述の業務改善命令の対象となる。</p>
<p>意見28 健全な事業者間協議を促すために、本ガイドラインを策定することの意義は大きいと考えるが、それだけでは不十分であり、早急な接続約款制度の見直しを始めとする法制度の速やかな再検討を強く要望。</p>	<p>考え方28</p>
<p>○ 2.「1 ガイドラインの目的等 (2)ガイドラインの対象」に関して ガイドライン(案)は、「なお、指定事業者は、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続協定を締結・変更してはならないとされているが、接続約款の認可申請又は届出に先立って十分な事業者間協議が行われることは、その後の接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から望ましい。ただし、協議の結果合意に至らなかった場合であっても、指定事業者は認可申請や届出を行うことは可能である。」としています。</p> <p>一方で、「(1)ガイドラインの目的」に記載されているように、当事者間</p>	<p>○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>で十分な協議がなされないまま接続条件の決定や接続約款の届出がなされ、当事者間での事態解決が困難となり、電気通信紛争処理委員会の斡旋に持ち込まれたり、訴訟が提起される例が続発しています。</p> <p>この事実は、現行制度における事業者間協議のルールが不明朗で、さらなる法規制の導入が必要であることを示しています。特に、指定事業者との協議においては、指定事業者が有する優越的地位の濫用が懸念されるため、より厳密な事業者間協議の監視と接続条件の厳密な審査が重要となります。具体的方策としては、第二種指定事業者に関して、届け出られた接続約款に対するより厳密な審査や、認可制への移行が考えられます。ポトルネック性等の観点で、第一種指定電気通信事業者とは立場が違うという意見はあるものの、第二種指定事業者の接続約款が届出制に移行した当時に比べると、携帯電話事業は飛躍的な発展を遂げ、実質的には、固定通信に比べてより重要な通信手段となっていることから、法令自体の変更による抜本的な見直しが必要と考えます。</p> <p>健全な事業者間協議を促すために、本ガイドラインを策定することの意義は大きいと考えますが、それだけでは不十分であり、早急な接続約款制度の見直しを始めとする法制度の速やかな再検討を強く要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見29 認可制又は届出制となっている指定事業者の接続料等には言わば「公定力類似の力」があるため、指定事業者は自らの接続料等を事業者間協議において合意形成するインセンティブが働き辛い。</p> <p>特に二種指定事業者は届出制であり、その接続料等に接続事業者が項に意見表明する機会が担保されていないため、一種指定事業者並のスキームとすべき。</p>	<p>考え方29</p>
<p>○ 本ガイドラインと共に非対称規制の趣旨を踏まえた上で、非対称規制の対象となる事業者に係る協議における紛争を予防し、協議の円滑化と公正競争の促進に資する新たな取り組みも必要と考えます。</p>	<p>○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

<p>指定事業者の義務となっている接続約款は、接続料等の透明化と公平性が担保されている反面、認可又は届出後の接続料等言えば「公定力の類似の力」を接続事業者に及ぼすため、指定事業者は自らの接続料等を事業者間協議において合意形成するインセンティブが働き辛く、むしろ交渉の余地を残さない結果となり非対称規制の形骸化とも取れる反作用的な側面もあります。</p> <p>特に二種指定事業者は届出制であり、接続料等に関して接続事業者が公に意見表明する機会が担保されていない事を鑑みると、一種指定事業者同様のスキームを構築すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見30 自ら通信設備を持つ事業者とは別に、通信レイヤの上位に位置するプラットフォーム事業者が多く現れることによって、多くの事業者がさまざまなサービスを提供する公正な競争環境が構築され、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることにつながる。</p>	<p>考え方30</p>
<p>○ 2. さまざまな「接続」形態に対する考慮について</p> <p>本ガイドラインが想定している事業者間の「接続」は、従来の音声通話のように各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うような双務的な接続が中心に考えられていると思います。しかし、通信事業に関する事業モデルは、従来のように各通信事業者が垂直統合型の事業モデルを構築し、それぞれの事業者間を接続する形態から、通信レイヤやプラットフォームレイヤが独立する新たなレイヤ構造を持つ事業構造に変化していくべきと考えます。自ら通信設備を持つ事業者とは別に、通信レイヤの上位に位置するプラットフォーム事業者が多く現れることによって、多くの事業者がさまざまなサービスを提供する公正な競争環境が構築され、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることにつながると考えます</p>	<p>○ 御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>



通信事業における新たなレイヤ構造

通信事業モデルがこのような構造に変化した場合、従来のような通信事業者間の「接続」だけでなく、通信レイヤに位置する通信事業者とプラットフォームレイヤに位置する事業者との「接続」もきわめて重要な要素となります。今後の通信事業の発展と利用者に対する多様なサービスの提供のためには、多くのプラットフォーム事業者が適切な競争環境の下で競い合うことが絶対に必要です。しかし、現状の指定事業者等が構築するネットワークでは、上位レイヤに対するインターフェースやサービスの開放が必ずしも進んでおらず、適正な競争環境にあるとは言えない状況です。

この点は、今回のガイドライン(案)に対する直接的な意見ではありませんが、今後は多くのプラットフォーム事業者が参入できる環境づくりに関して、通信事業者とプラットフォーム事業者の事業者間協議についても、是非積極的に推進していただきたいと考えます。

(テレコムサービス協会)



<p>意見31 有事の際のメタル回線による通信網を確保しつつ、IP ネットワークについては、平時と有事、また流通させるデータを十分検討した上でガイドラインを策定するのが国家の通信網の安定には必須。</p>	<p>考え方31</p>
<p>○ 国民の利用する一般的な無線系は LTE や WIMAX に移行しているものの、有線系はメタル回線と交換機による通信インフラが国策により減らされているため、やむを得ず IP ネットワークに移行させられている。地方公共団体では、特に震災以降、IP ネットワークの輻輳と QoS の信頼性が低いことから、メタル回線の見直しが進んでいる(例:ISDN 回線の契約回線数減少の鈍化)。公共性が高いということは、それだけ回線接続の確率が限りなく 100%に近いもので無ければならず、ベストエフォートで価格競争を生み出したことが、東日本大震災での通信接続不良を招いたとしか考えられない。また IP ネットワーク上には音声以外のデータが大量に通ることからビッグデータの管理の視点から料金やインフラ整備の規模などを議論すべきであり、メタル回線の観点だけでは不十分である。</p> <p>以上から、有事の際のメタル回線による通信網を確保しつつ、IP ネットワークについては、平時と有事、また流通させるデータを十分検討した上でガイドラインを策定するのが国家の通信網の安定には必須と考える。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ 御意見については、今後の参考とさせていただきたい。</p>

2. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(改定案)

(1) 総論的な意見

意見	考え方
意見32 接続拒否事由の明確化が図られており、改定案の内容に賛同。	考え方32
<p>○ 2. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(改定案)について</p> <p>今回のMVNO事業化ガイドラインの改定は、情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(以下、「審議会答申」という。)において示された考え方にに基づき、MVNOがMNOからネットワークの提供を受ける形態として、卸電気通信役務の形態と接続の形態の双方を可能としている現行の規制を現時点では継続することを前提に、モバイル市場の公正競争を確保する観点から、接続拒否事由の明確化を図ることを目的として実施されるものと理解しています。</p> <p>その目的に照らせば、提示された改定案では、MVNOからモバイル市場の発展という趣旨にそぐわない態様での接続請求が行われるおそれがあることを踏まえ、MNOがMVNOに対して</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輻輳対策の実施に対する協力</li> <li>・ 預託金の預け入れ等の債権保全措置</li> <li>・ 最低接続期間の設定や期間内接続解除にかかる違約金の設定等の、システム改修費用の回収にかかるリスクを軽減する措置</li> </ul> <p>などを求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合は、接続拒否事由に該当することが明確になっており、改定案の内容に賛同します。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 2. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」改定案について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ MNO及びMVNOの健全な発展のため、接続拒否事由の明確化を図ることにより、両者の接続協議の円滑化を図ることは有意義であると考</li> </ul>	<p>○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>えます。なお、本ガイドラインを運用していくにあたっては、「競争の枠組みの透明化を図る」という本ガイドラインの目的を逸脱することのないよう、引き続き、配慮することが必要と考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見33 接続拒否事由の明確化により、適正な事業者までもが市場から排除されることが懸念される。MNO による接続拒否事由の濫用がないよう総務省は監視・監督を継続すべき。</p>	<p>考え方33</p>
<p>○ 2.「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の一部改定について</p> <p>接続拒否事由が明確化されることによって、適正な事業者によるMVNOへの参入や事業展開を阻害し、モバイル市場の競争促進、活性化に支障が生じることも懸念されますので、極めて優位な立場にあり、強い市場支配力を有するMNOによる接続拒否事由の濫用がないよう、総務省殿にて継続的に監視・監督頂くことを要望いたします。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ 電気通信回線設備との接続は、電気通信市場における公正競争を促進する観点からも、利用者利便の増進の観点からも、重要であるため、電気通信事業者によって接続拒否事由への該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないよう、総務省として引き続き注視してまいりたい。</p>
<p>意見34 モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNO の「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の変化が起こっており、MNO に対して強い交渉力を持つ MVNO の市場参入が予想される。接続の形態による MVNO の参入を今後も認める必要があるかという観点で、MVNO 制度を抜本的に見直すための検討を行うことが必要。</p>	<p>考え方34</p>
<p>○ なお、日本におけるMVNOに関する現行の制度については、MVNO がMNOに比べて交渉上弱い立場にあることを前提として作られており、接続の形態によるMVNOの参入を認めているという点等において、世界的にみてもMNOに対して特に厳しい規制が課されている状況にあります。</p> <p>しかしながら、モバイル市場においては、端末レイヤーや上位レイヤーが起点となった新たな垂直統合モデルが出現し、MNOの事業領域がネットワークレイヤーにおいて単にデータ転送をする役割に留まる「ダムパイプ化」が進展する可能性が指摘されるなど、大きな市場環境の</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」(平成 23 年 12 月 20 日)(以下「ブロードバンド答申」という。)において、「MVNOにとっては、卸電気通信役務と接続の双方の形態にそれぞれメリットとデメリットが存在し、現実には、MVNO は、事業環境に応じてケースバイケースで柔軟に判断しており、判断の余地があることが MVNO の進展につながっていると考えられる。」とされており、この考え方を引き続き維持することが適当である。</p>

<p>変化がグローバルな規模で起こっており、日本においてもMNOに対して強い交渉力を持つMVNOが市場に参入してくることが予想されます。</p> <p>審議会答申においても、「MVNOに関する現在の制度が「ダムパイプ化」の流れを促進する可能性があることを踏まえつつ、グローバルなMVNOの展開が見られる中で、我が国と外国との規制の差異が我が国の電気通信事業者に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。」「したがって、モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNO の設備投資インセンティブを損なわないことに留意しつつ、MNO・MVNO の双方にとって新たなビジネスモデルの登場を阻害しないような適正なオープン化を目指すことが必要であり、この観点から、適時適切にルールの見直しを行っていくことが求められる。」と明記されているところであり、速やかに競争政策委員会等の公の場において、接続の形態によるMVNOの参入を今後も認める必要があるかという観点で、現在のMVNO制度を抜本的に見直すための検討を行う必要があると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見35 市場環境及び設備環境の大きな変容を踏まえると、MNO に厳格な規律を求める一方、MVNO に規律をほとんど求めない片務的なスキームは、もはや適切とは言い難い。今般、本ガイドラインの一部の問題点に関し、接続拒否事由の一定の明確化が図られたことについては前向きに捉えているが、実行上運用が困難と考えられる点(①～⑦)もあることから、より実態に即した規定に改めるべき。</p>	<p>考え方35</p>
<p>○ 1. 基本的な考え方</p> <p>◆「移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、電波の公平かつ能率的な利用を確保する」(「(1)ガイドラインの目的」より抜粋)ことを実現するため、MVNO参入促進を図る観点から本ガイドラインは策定されたものであり、参入に当たってのMNO、MVNO双方の対応を規定する基準として、一定の役割を果たしてきたものと認識している</p>	<p>○ 本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図る観点から、MVNO の参入を促すことを目的として策定されたものである。現在、MVNO は順調に発展しているものの、携帯電話市場全体から見ると、依然低いシェアにとどまっており、携帯電話市場全体の競争を促す観点からは、引き続き本ガイドラインを適切に運用し、MVNO の一層の市場参入や進展を促すことが適当である。</p>

ところ です。

◆一方、ネットワークレイヤ主体の垂直統合モデルから、上位／下位レイヤをキーとした新たな垂直統合モデルの出現、MVNOの参入・普及拡大といった「市場環境」、更にはスマートフォンの普及拡大に伴う輻輳対策など、「設備環境」の大きな変容を踏まえると、実態との乖離が生じていることや、MVNO事業者が故意に接続料を支払わない事例など、ガイドライン策定時には想定し得なかった事態も生じており、見直ししなければ上記目的にも多大な支障が生じると考えられます。とりわけ、今後のMNOによる設備運営にあたっては、MVNOの前向きな取組みや協力が必要不可欠であるところ、それを促す仕組みが一切ないばかりか、何らペナルティーがないことに伴う影響は看過し得ないものですが、このようにMNOに厳格な規律を求める一方、MVNOには規律はほとんど求めない片務的なスキームは、もはや適切とは言えないものと考えます。

◆また、諸外国においては、ほとんど全ての国がビジネススペースでMNOにネットワークを提供しており、ごく一部の国のみがMNOにMVNOへのネットワーク提供義務が課せられているものの提供条件等詳細は事業者間協議に委ねられ、比較的規制が厳しいとされるノルウェーにおいてもMVNOの規模等を考慮した相対での料金等を含めた提供条件決定が認められております(参考資料)。  
日本においても相対で料金等を含めた提供条件を決定し、MNOとMVNOが互いにWin-Winの関係を構築できるよう規制緩和することが望ましいと考えます。

◆これらの状況を踏まえると、本ガイドラインの問題点として、具体的には下記の点が挙げられます。

① MVNOからの聴取範囲について、「聴取に理由がない」とされる事項に、今後の設備対応に支障が生じる内容が含まれていることに加え、聴取や協議にあたって、強力な行政処分である業務改善命令や協議開始命令を前提とすることで、MNOに過度な萎縮を与えつつ、「合理性」、「必要性」等をMNOが立証することを求めているが、MVNOが「合理性」、「必要性」を認めず、応じなければ、結果と

○ なお、

・①設備対応に支障が生じる内容が「聴取に理由がない」事項に含まれており、また、聴取や協議に当たって業務改善命令や協議開始命令を前提とすることで、MNOに過度な萎縮を与え、「合理性」や「必要性」等の立証をMNOに求めている一方で、MVNOが応じなければ、結果として、設備運営上必要不可欠な情報が入手し得ないという御意見については、考え方51、52、53及び54のとおり。

・②需要の見通しが過大もしくは過小であった場合のリスク負担に関する御意見については、考え方55のとおり。

・③反社会的な事業者のMVNO参入とユーザ保護に関する御意見については、考え方42及び43のとおり。

・④電波法上の混信除去についての責務に関する御意見については、考え方56のとおり。

・⑤公平な役務提供の解釈に関する御意見については、考え方57のとおり。

・⑥接続型のMVNOに関する役務提供の整理が不十分であるとの御意見については、考え方58のとおり。

・⑦国際ローミングの規定に関する御意見については、考え方60のとおり。

して、設備運営上必要不可欠な情報が入手し得ないこと。

- ② ①で必要な情報が入手しえたとしても、需要の見通しが過大もしくは過小であった場合、そのリスクをMNOが一方的に負わざるを得ないこと。
  - ③ 厳格な接続義務に起因して、反社会的行為を行う意図のある事業者のMVNO参入要望が顕在化しており、当社のブランドイメージ低下だけでなく、ユーザ保護への支障が懸念されること。
  - ④ 電波法上の混信除去について、MNOによる管理・検証が制約される中、MNOが一方的に責務を負わされるなど、適正かつ公平とは言い難いものであること。
  - ⑤ 公平な役務提供義務の解釈で、MNOに対し、ユーザサービスのMVNOへの卸提供を義務化されるなど、法の趣旨を逸脱した過大な規律となっていること。
  - ⑥ 「接続」を導入するにあたって、役務についての整理が不十分、もしくは矛盾している点が散見され、結果として役務提供義務の対象が不明確となっていること。
  - ⑦ 国際ローミング等に係る記載により、技術的、経済的実現可能性の検証に至るまでもなく、あたかもそれらの実現が前提との誤解を与えかねないこと。
- ◆なお、今回のガイドライン改定案において、接続拒否が可能とされる場合の具体的例示が追加されたことで、上記の①の一部や③等に関し、接続拒否事由の一定の明確化が図られた点については前向きに捉えているところですが、実行上運用が困難と考えられる点もあることから、より実態に即した規定に改めるべきと考えます。

(参考) 諸外国におけるMVNOへのネットワーク提供義務の状況



- 欧米でのMVNOに対するNW提供は原則事業者間交渉によるビジネスベースで行われている。
- 日本以外ではノルウェー、スペイン、香港で原則、MVNOへのNW提供義務がMNOに対して課されている。
- ただし比較的厳しいとされているノルウェーにおいてもMVNOの規模等を考慮した相対での料金等提供条件決定が認められている。
- スペイン・香港では、提供条件等詳細は原則事業者間交渉に委ねられている。

	日本	ノルウェー	香港・スペイン	米国・欧州
MVNOへのNW提供義務	相互接続による極めて厳格なNW提供義務	Telenor社(最大手事業者)に対して、NW提供義務	原則、MVNOへのNW提供義務あり	提供義務無し
MVNOへのNW提供方式	接続方式の場合は接続約款に基づき、卸方式の場合は個別に交渉し卸契約を締結。(標準契約は公開)	原則標準契約に基づき、規模等の客観的事実に基づいて料金等の条件を相対により決定することが認められる。	事業者間交渉によるビジネスベースで決定。	事業者間交渉によるビジネスベースで決定。
MVNOへのNW提供条件	接続方式については公表した相互接続約款に基づき非差別的に対応。料金算定は規定されたコストベースの算定式に基づいて実施。	標準契約条件を策定し公開。ただし料金は非開示でMVNOの規模等により提供条件を変更可能。料金については自社小売部門への卸価格相当を上限としている。	事業者間交渉で決定。交渉不調時のみ政府が調停。スペインについては自社小売部門が赤字にならない範囲で料金を設定可能。	事業者間交渉で決定。特定MVNOへの優遇など自由に提供条件を設定可能。
MVNOとの情報交換内容	聴取範囲は合理的に必要な範囲に限定されており、あわせて聴取禁止事項をガイドラインで規定。合理性の立証責任はMNO側にありMVNOが合意しなければ必要な情報を得ることができない。	①NW容量、②投資リスク、③競争の継続性、④NW安全性の確保、⑤知的財産の保護等についてヒアリングを実施し提供可否判断・提供条件決定に活用。	事業者間交渉で決定。交渉不調時のみ政府が調停。	競合状況・収益性等確認のためにビジネスプラン、対象市場等様々な情報を聴取しておりNW提供可否・提供条件決定に活用。

© 2012 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

出典:2012年CSMG社調査

(NTTドコモ)

(2) 本ガイドライン改定案に対する意見

① 電気通信事業法第32条第1号関係[適切な輻輳対策の拒否]

<p>意見36 利用の公平性の観点から、MNOが実施する帯域制御等の輻輳対策にMVNOがあらかじめ同意することが必要とした改定案は適切。また、帯域制御を実施するにあたっての要件や情報開示等については、「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」に準拠すべきことを記載すべき。</p>	<p>考え方36</p>
<p>○ 携帯電話は電波の有限性に起因し、設備増強を行うことで容易に輻輳対策をし辛い事や、スマートフォンの普及とLTEでの大容量・高速化サービスの普及によるトラフィックの急激な上昇に対して、利用の公平の</p>	<p>○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。なお、実際に輻輳対策を実施する場合には、御意見の「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」等を参考としながら、適切に実施されることが望ましい。</p>

<p>観点からもMNOは輻輳対策を適切に実施する必要があります。</p> <p>したがって、MVNOは利用の公平性の観点からもMNOが実施する帯域制御等の輻輳対策にあらかじめ同意することが必要とした改定案は適切な認識と考えます。</p> <p>また、本ガイドラインでは、輻輳対策に当たっての情報開示をMNO側に求めています。帯域制御を実施するにあたっての要件や情報開示等については「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」にて定められておりますので、MNOが求められるべき事項の拠り所として記載すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
<p>意見37 「MNOによる輻輳対策の実施に対する協力」との規定に、MNOが独自に行う輻輳対策の実施に対する MVNO の理解も含まれることを確認したい。</p>	<p>考え方37</p>
<p>○ MNOによる輻輳対策の実施については、MNOが自ら行うものと、MVNOから情報提供等の協力を得て行うものと双方が考えられるところ、「協力」との表現で、その双方が含まれると解せるのか明確にする必要があると考えており、「MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力」との規定について、MNOが自ら行う輻輳対策の実施に対するMVNOの理解も含まれる旨、確認させていただきたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 御意見の趣旨が必ずしも明らかではないが、一般的に、MNO による適切な輻輳対策の実施をMVNOが認めた場合、「MNOによる適切な輻輳対策の実施」に対して MVNO が「協力」したと考えて差し支えないと考えられる。</p>
<p>意見38 MVNO の役務提供区間内に限って生じる輻輳については、単に当該 MVNO の通信品質劣化であるため、これに対する MNO の介入は不要。</p> <p>また、MNO 役務提供区間内に生じる輻輳については、MNO による輻輳対策が考えられるが、MVNO に対して特定の輻輳対策を実施することや同対策の実施を強いることは、公平性の原則から許容されない。</p>	<p>考え方38</p>
<p>○ 【詳細】</p> <p>1. 輻輳対策に関して</p> <p>1)MVNO 及びMVOに関する通信トラヒックの輻輳は、MVNO 区間内及びMNO 区間内のそれぞれで発生し得ます。このうち、MVNO 区間内における輻輳は、単に当該MVNO の通信品質劣化と受け止められ、これ</p>	<p>○ MVNO の役務提供区間内に限って生じる輻輳に MNO の介入は不要との御意見について、通常、こうした輻輳は MNO の電気通信役務の円滑な提供に支障を生じさせるおそれがないと考えられ、その場合、他の接続拒否事由に該当しない限り、MNO は MVNO からの接続請求を拒否することはできない。</p>



に対してMNOが介入することは、現実にも、論理的にもあり得ません。一方、MNOに対する輻輳は、当該MNO区間にMNOの通信トラヒックとMVNOの通信トラヒックが流れるため、差別的な扱いが禁止されているところです。

本修正提案は、特定の時間にMVNOの通信が大量に行われることにより、MNO顧客の通信が阻害されること、あるいは、特定エリアにMVNOの通信が集中することを懸念した修正提案であると想定されま。しかし、特定の時間にMVNOの通信トラヒックが集中するのであれば、例えば帯域幅課金を前提とした場合、MVNOはMNOにより高い接続料を支払うことになるので、MVNOは、自発的にこのような事態を避けるはずで。また、特定エリアでの通信トラヒックの集中に関しては、MVNO呼による通信トラヒック集中が発生し得るのと同様に、MNO呼による通信トラヒック集中が発生して、MVNO呼が接続されない事態も発生し得ます。従って、MVNO呼だけに特定の手段を講じるのは不公平であり、また、MNOが本来所有する輻輳規制の実施により事態が解消されることから、MVNOに対する特段の要請は不要と考えられます。

このような輻輳に関し、ガイドライン改定案は、接続拒否事由の具体例として、「MVNOがMNOの輻輳対策に合理的理由なくして応じない場合」を追記していますが、MNOがMVNOに輻輳対策を要請し、それを義務付けること自体、論理的にもあり得ないと考えます。

接続とは、2つ(以上)の事業者が、それぞれの電気通信設備を電氣的に結合し、それぞれの役務を独立した契約として利用者に提供することを意味します。MNOとMVNOの場合も同様で、利用者との契約が独立であると共に、MNOがMVNOのサービス内容及びその実現方法に介入する権利もないし、MVNOがMNOのサービス内容及びその実現方法に介入する権利もありません。このことから、MNOが合理的理由をもってMVNOに輻輳対策を強いること自体が、論理的に存在しません。

○ MVNOに対して特定の輻輳対策を実施すること等は公平性の原則から許容されないとの御意見については、本ガイドラインにおいて「疎通制御を実施するに当たっては、(中略)MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる」としており、MNOはこれを踏まえた対応を行うことが適当である。

<p>前述のとおり、MNO による輻輳対策は、MVNO の通信トラヒックに対する輻輳対策を含めて公平でなければならないことは、現 MVNO ガイドラインに明記されているところです。従って、特定の者(ある MNO 配下のすべての MVNO または一部の MVNO)に特定の輻輳対策を実施し、または、特定の輻輳対策の実施を強いることも、公平性の原則から許容されません。</p> <p>このように、MVNO に対して、合理的な理由をもって輻輳対策を義務付けること自体、その概念が、現実にも、論理的にも存在し得ないと考えられます。従って、そのような例が存在するのであれば、まず具体例を提示し、ガイドライン修正前に再度、議論の場を設けるか、これが難しい場合は、本修正提案を削除することを要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見39 MNO が実施する輻輳規制の内容とそのメカニズムを MVNO に説明する必要性についてガイドラインに記載することを要望。</p>	<p>考え方39</p>
<p>○ 2)MNO から MVNO への情報開示 ガイドライン修正案は、必要に応じて、MVNO は MNO へ輻輳対策に関する情報を開示することを求めています。一方で、MVNO と MNO 間の円滑な協議・システム運営を促進する観点、並びに、MNO は MVNO に対して差別的な扱いを行っていないことの説明義務を負う観点から、MNO が実施する輻輳規制の内容とそのメカニズムを MVNO に説明する必要性についてもガイドラインに記載することを要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>○ 本ガイドライン改定案に示したとおり、MNO は、MVNO に対して、適切な輻輳対策の実施に対する協力等を求める際には、合理的な必要性の明示が求められる。御意見の「MNO が実施する輻輳規制の内容とそのメカニズム」については、MNO は、対策の合理的な必要性を説明するに当たって、MVNO に適切に説明することが求められると考えられる。</p>
<p>② 電気通信事業法第 32 条第2号関係[社会的信用の毀損]</p>	
<p>意見40 悪質な MVNO の参入を抑止する観点から接続拒否の考え方を整理することは必要。</p>	<p>考え方40</p>
<p>○ なお、悪質なMVNOが増加した場合、MVNO全体の信頼性やイメージが損なわれるおそれがあるため、悪質なMVNOの参入を抑止すると</p>	<p>○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。</p>

<p>いった観点から接続拒否の考え方を整理することは、必要な措置と考えます。</p> <p>(ケイ・オブティコム)</p>	
<p>意見41 MNO の利益を不当に侵害する場合の類型として、社会的信用の毀損が規定されたことは適切。また、接続後に MNO の利益を不当に侵害する合理的な理由が存在する場合には、MNO は接続の中止または停止が可能であること追記すべき。</p>	<p>考え方41</p>
<p>○ 本ガイドラインにて、MNOの利益を不当に侵害する場合の類型として、社会的信用の毀損が規定されたことは、適切であると考えます。反社会的勢力等から接続申込みをされた場合でも、MNOが反社会的勢力等からの接続応諾を拒否することが出来るようになり、MNOの健全な事業活動をサポートするものであると考えます。</p> <p>また、接続実施後にMVNOがMNOの利益を不当に侵害した場合の類型として、MNOとの接続後にMNOの利益を不当に侵害する合理的な理由が存在する場合には、接続の中止または停止も出来るガイドラインに追記して頂きたいと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。</p> <p>○ なお、本ガイドラインの当該規定は、電気通信事業法第32条に基づき接続請求に応じる必要がない場合の事例を示すものである。同条に規定する事例に当たらない場合には、電気通信事業者は請求に応じて、接続協定を締結し、これを維持することが求められる。</p>
<p>意見42 反社会的な事業者が MVNO へ参入した場合、MNO ユーザにも支障が想定される。ユーザ保護の観点も考慮して、ガイドラインを修正すべき。</p>	<p>考え方42</p>
<p>○ 反社会的行為を行う意図のある事業者がMVNOへ参入した場合、MNOの社会的信用が毀損されるのみならず、MNOユーザへの支障が想定されることから、ユーザ保護の観点も考慮し、下記のとおりガイドライン規定を修正していただきたい。</p> <p>・事実として、当社にMVNOの申込みのあったフレパーネットワークス社が詐欺行為を働いた際(2011年7月に詐欺容疑で代表取締役が逮捕)、当社ユーザから相当数の被害報告を頂いたところです。</p> <p>(修正案)</p> <p>「・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損され、MNO又はMNOユーザの利益を不当に害するお</p>	<p>○ MNO ユーザの利益を不当に害するおそれがある場合には、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」(電気通信事業法第32条第1号)や「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」(同条第2号)に、接続請求を拒否することができる。</p>

<p>それがあると認められる合理的な理由が存在する場合」 (NTTドコモ)</p>	
<p>意見43 社会的な信用の毀損については、その程度を定量的に把握することは困難。「MNOの社会的信用の毀損」と「相当程度の利益の損失」は、「MNOの利益を不当に害するおそれ」の要件として併記すべき。</p>	<p>考え方43</p>
<p>○ 「客観的な事実に基づいて」いなければ、相当程度の利益の損失を合理的に推定されないとすると、そもそも社会的信用がどの程度毀損されるのか、定量的な把握は困難であり、本規定の運用は実行上なし得ないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反社会的行為を行う意図のある事業者がMVNOへ参入した場合、想定される「MNOの社会的信用の毀損」及び「相当程度の利益の損失」はいずれも「MNOの利益を不当に害するおそれ」を構成する要件であると考えられることから、双方の要件を併記いただきたい。</li> <li>・具体的には、下記のとおりとしていただきたい。</li> </ul> <p>(修正案) 「※電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、又は、相当程度の利益の損失が発生することを合理的に推定できなければならない。」 (NTTドコモ)</p>	<p>○ 平成 22 年7月8日付け電気通信事業紛争処理委員会答申においては、「電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第32条第2号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。」とされている。これを踏まえると、御意見のように「MNOの社会的信用の毀損」のみで「利益を不当に害するおそれ」があるとするのは適当ではなく、「MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合」とすることが適当である。</p>
<p>意見44 MNO による濫用を防ぐために、「社会的信用を毀損するおそれ」について、本ガイドラインに具体例を記載することが必要。また、MNO が接続拒否の事実と事由を公開することが必要。</p>	<p>考え方44</p>
<p>○ 2. 社会的信用を毀損するおそれについて 本項については、具体的事例が存在するものと理解していますが、その具体例をガイドラインに記載すべきと考えます。この事例記載により、(MVNO 希望者によるいたずらな申込みを抑止することも含めて、) 読者の理解が図られるばかりでなく、MNO による本規定の濫用を抑止する効果が期待できます。</p>	<p>○ 「社会的信用を毀損するおそれ」について、本ガイドラインに具体例を記載することが必要との御意見については、社会的信用を毀損するおそれがあると認められるか否かは、現実の具体的な事例に則して判断されるべきものである。</p> <p>○ また、MNO が接続拒否の事実と事由を公開することが必要との御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

同様の観点から、本規定に基づき MVNO からの接続を拒否した場合、当該 MNO は、わかりやすい形で接続拒否の事実と拒否事由を公開することが必要であると考えます。 (MVNO 協議会)	
--	--

③ 電気通信事業法第 32 条第 3 号及び電気通信事業法施行規則第 23 条第 1 号関係[債権保全措置の拒否]

意見 45 債権保全措置の適用基準を MNO は公表すべき。	考え方 45
○ 3. 「債権保全措置の拒否」について 公平性確保の観点から、MNO がそのウェブサイト等に債権保全措置を適用する場合の基準を公表することを求めます。 (MVNO 協議会)	○ 御意見の債権保全措置の適否の基準については、「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を踏まえ、適切な方法で、あらかじめ当事者間でその内容を可能な限り明確にしておくことが望ましいと考えられる。

④ 電気通信事業法第 32 条第 3 号及び電気通信事業法施行規則第 23 条第 2 号関係[リスク軽減措置の拒否]

意見 46 リスク軽減措置に MVNO が合理的な理由なく同意しない場合を接続拒否事由と規定したのは適切。	考え方 46
○ MVNO が要望する接続形態が MNO の網改造、システム改修等に過度な負担となる場合、MVNO が合理的な理由なく同意しない場合に接続拒否が出来るというガイドラインは適切な認識と考えます。 (イー・アクセス)	○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。
意見 47 最低接続期間の設定などの条件を設定すること自体は妥当と考えられる。また、同時に、ガイドラインに開発費の応分負担を明記すべき。	考え方 47
○ また、現在までのところ、接続(または卸契約)にかかる開発費は、そのすべてを要望側(MVNO)が支払うことが商習慣になっています。明らかに接続等の申込みがあると想定される場合においても、システム開発の初期段階から MVNO を始めとする接続事業者用の接続機能を用意せず、接続要望があった段階で追加開発(追加の機能開発は、初期段階から機能を組み込む場合に比べてコスト高となる)を行い、その開発費すべてを要望側に負担させる例(最近の事例で言えば、LTE との	○ 本ガイドライン改定案に賛同の御意見として承る。 なお、接続に必要なシステム開発等の費用の負担方法については、二種指定ガイドラインにおいて、「原則として、接続事業者において応分負担すべき」とされており、MNO は、当該ガイドラインを踏まえた対応を行うことが適当である。

<p>接続)も存在します。データ通信 MVNO との接続の一定部分が MNO 通信網の余剰設備部分を利用し、MVNO が MNO に支払う接続料の当該部分が MNO の利益になっている現実を考えると、この一方的な負担要請は不公平です。</p> <p>「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においても「応分負担」の考え方が示されていますが、前述のとおり、現実には、要望側(接続事業者)が全額負担する構造となっており、かつ不合理な開発方法が容認されています。</p> <p>膨大な開発要望に対して最低接続期間の設定などの条件を設定すること自体は妥当と考えられる一方で、開発費の応分負担を同時に明記・実現させないことは、全てのコストを MVNO に押し付けることになり、明らかに不合理です。バランスの取れたガイドライン改定を強く要望します。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	
<p>意見48 システム改修等の程度が「著しく」なくとも回収リスクが生じる場合には拒否事由に該当するため、「著しく」という文言を削除すべき。</p>	<p>考え方48</p>
<p>○ 「著しく過大」とは、表現上重複しており、「著しく」は不要と考えられることに加え、「著しさ」が無くとも回収リスクが生じる場合には拒否事由に該当する、とするのが適当と考えます。</p> <p>・加えて、法令上の解釈からも、MNOとして、発生しうる回収リスクは「著しい」場合でなくとも回避すべきと考えており、「著しく」との文言は削除していただきたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 電気通信事業法施行規則第 23 条第2号においては、「接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難である」ときに限り、電気通信事業者がその設置する電気通信回線設備への接続請求を拒否できるとされている。</p> <p>これを踏まえると、システム改修等の程度は「過大」であるだけでなく「著しく過大」であることが必要と考えられる。</p>
<p>意見49 「最低接続期間の設定」や「期間内接続解除に係る違約金の設定等」以外にも、必要なリスク軽減措置があることを確認したい。</p>	<p>考え方49</p>
<p>○ システム改修等を行うMNOの立場としては、最低接続期間を定めることや、期間内接続解除に係る違約金を設定するといった事例よりも、システム改修等に要した費用については回収漏れを防ぐ仕組みが重要と考えます。</p>	<p>○ 最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定は、リスク軽減措置の例示である。</p>

<p>・「最低接続期間の設定」や「期間内接続解除に係る違約金の設定等」の規定は、あくまでも例示であり、これ以外にもMNOが取りうる「リスク軽減措置」は当然あるものと理解しておりますが、この点について確認をさせていただきたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見50 MNO にはリスク軽減措置の「十分な説明を行うこと」に留まらず、当事者間の十分な協議及び合意形成を義務付けるべき。</p>	<p>考え方50</p>
<p>○ 4. 「過大なシステム改修等の著しいリスクを軽減する措置の拒否」について</p> <p>MVNO 事業の形態が多岐にわたると考えられることから、本事由に関する一定の基準を策定し、かつそれを公表することは容易ではないと考えられます。この難しさを補間する観点からも、MNO はリスク軽減措置の「十分な説明を行うこと」に留まらず、当事者間の十分な協議と合意を求める(または、義務付ける)表現でガイドラインを記載すべきと考えます。MNO との接続協議において、MNO が、「説明したから、それ以上の協議をする必要はない」という協議姿勢をとることがしばしば見受けられるため、これを防止することが必要です。</p> <p>(MVNO 協議会)</p>	<p>○ 事業者間の公正な競争を確保する観点から、リスク軽減措置の設定に当たっては、その具体的方法等について、MNO は MVNO と十分協議を行うことが望ましい。</p>

(3) 現行規定に対する意見

<p>意見51 聴取範囲はケースバイケースであるため、聴取範囲について「一般的に聴取に理由があると考えられる事項」と「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」とを区別し例示する規定は実態に馴染まない。また、卸役務又は接続業務の的確な遂行のため MNO が情報開示を求めた場合には、MVNO が応じることが適切である旨、ガイドラインに明記すべき。</p>	<p>考え方51</p>
<p>○ ①MVNOからの聴取範囲に係る見直し</p> <p>・スマートフォンの普及に伴う急激なトラフィック増加、それに対する設備対応が喫緊の課題となる中、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極め</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、MNO から MVNO への聴取範囲に関する御意見について、本ガ</p>

<p>て限定的にしか許容されていないことから、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が懸念されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・聴取範囲は、そもそもケースバイケースで判断せざるを得ないものであり、本来、このような規定自体馴染まないものと考えます。</li> <li>・実際に、当社がMVNOに対し、接続に係る必要な情報と判断した事項について情報提供を求めたものの、本ガイドラインの規定に基づき、拒否された事例もあるところです。</li> <li>・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申案」への当社提出意見に対し、総務省より、「MNO において、卸役務又は接続の業務を的確に遂行するという目的のために MVNO から事業計画に係る事項の情報開示を求めた場合には、MVNOが応じることが適切である」との考え方が示されているところであり、本ガイドラインにおいても、その旨明確化すべきと考えます。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>イドラインは電気通信事業法の適用について明確化を図る観点から策定しているものであることから、本ガイドラインにおいて「一般に聴取に理由があると考えられる事項」と「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」の典型的な事例を例示することは必要であるが、実際にMVNO から聴取できる範囲は、御意見のとおり、具体的な事例に則して判断されるべき事項である。</p> <p>○ また、事業計画に係る事項の情報開示に関する御意見については、ブロードバンド答申(案)への意見に対する考え方3-100 において、「MNO において、卸電気通信役務又は接続の業務を適確に遂行するという目的のために MVNO から事業計画に係る事項の情報開示を求めたとしても、それだけでは当該業務の不当な運営に該当するとはいえず、ただちに総務大臣の業務改善命令の対象となるものではないと考えられる」とされている。本ガイドライン案においても、例えば、ネットワークの輻輳対策について、「電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる」としている。</p>
<p>意見52 予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が生じないよう、「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」の一例「MVNOの想定する具体的な顧客名や当該個別顧客の需要形態」にいう「顧客」には、MVNO は含まれない旨明確化すべき。</p>	<p>考え方52</p>
<p>○ MNOが管理し得ない状況下で、MVNE (MVNOが兼ねる場合)の下で新たなMVNOにより、サービス提供が行われる場合、それについての聴取が本規定により許されないとすると、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が生じかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に、当社へ事前に情報をいただくことなく、当社が認知しないまま、各MVNO傘下のMVNOにより、新たなサービス提供が行われる実態にある状況です。</li> <li>・このような状況を踏まえ、本規定における「顧客」には、MVNOは含まれない旨、明確化していただきたい。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、聴取範囲の例示により予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が生じかねないとの御意見については、本ガイドラインにおいて、例えば、ネットワークの輻輳対策について、「電気通信の健全な発達等を図る観点から、MVNOとMNOとの間で十分な協議が行われることが求められる」としているところである。</p>



<p>意見53 MNO が必要とする情報聴取に MVNO が応じない場合、合理的な理由を MNO に対して明示することが求められる旨、明記すべき。</p>	<p>考え方53</p>
<p>○ 「合理的な必要性」、「合理的な理由なく」、「不要な」、「目的を超えて」等、その立証責任をMNOに求めています。MVNOがそれらを認めず、応じなければ、結果的に必要不可欠な情報が入手し得ない状況となり、その場合、MNOの設備運営上、重大な支障が生じる懸念があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際に、当社がMVNOに対し、接続に係る必要な情報と判断した事項について情報提供を求めたものの、本ガイドラインの規定に基づき、拒否された事例もあるところです。</li> <li>・したがって、「MNOが必要とする情報聴取に応じないとする場合には、その合理的な理由をMNOに対して明示することが求められる」旨、明記していただきたい。</li> </ul> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、MNO が必要とする情報聴取に応じない場合に関する御意見については、本ガイドライン改定案では、例えば、輻輳対策において、「MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる」としている。</p>
<p>意見54 行為を類型化し、それらが業務改善命令の対象となることを前提としていること、また、接続協議において、MVNO が応じなければ実効的な協議が期しえないにもかかわらず、MNO に対する協議開始命令の対象とされていることにより、MNO に過ぎた萎縮を与えている。MNO による一定の説明でもってMVNOは対応することが求められ、それに応じないのであれば、それに伴う不備はMNOの責とは言えない旨明記すべき。</p>	<p>考え方54</p>
<p>○ 本ガイドラインにおける例示の行為類型が、強力な行政処分である業務改善命令の対象となることを前提とすること自体、適切な解釈か疑問を感じることに加えて、MVNOが応じない場合、実効的な協議が期し得ないにもかかわらず、それを協議開始命令の対象となり得ると明記されていますが、少なくともこれらの規定により、MNOに過ぎた萎縮を与え、一方的に応じようとするMVNOを容認した上で、それに伴う支障はMNOが一方的に負うという不合理的な結果をもたらすものとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現に、当社は接続約款に従い、適正に手続きを行っているにもかかわらず</li> </ul>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、本ガイドラインにおける例示の行為類型に関する御意見については、同ガイドラインは電気通信事業法の適用の明確化を図る観点から、総務大臣による業務改善命令の対象や協議開始(再開)命令の対象となる典型的な事例を例示列挙したものであって、MNO の行為が業務改善命令の対象となるか否かは具体的な事例に則して判断されるべきものであることから、MNO に対し過剰な萎縮をもたらすものではない</p>

<p>らず、MVNOからは、「アンバンドル化の話し合いを遅延させることにより公平な競争を阻害している例が多々存在」との一方的な主張がなされているところ です。</p> <p>※日本通信殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」への提案書(平成 23 年 4 月 22 日)より一部抜粋。</p> <p>・したがって、本ガイドラインにおいて、「MNOによる一定の説明でもってMVNOは対応することが求められ、それに応じないのであれば、それに伴う不備はMNOの責とは言えない」旨、明記していただきたい。</p> <p>・なお、端末設備の事前確認試験は、電気通信業務とは解されないにも関わらず、業務改善命令を出し得るとの記載は一方的で適切とは言えないものと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>と考えられる。</p> <p>○ また、端末設備の事前確認試験に関する御意見について、電気通信事業法第 29 条第 1 項第 2 号の業務改善命令は、「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき」に適用することができることとされており、その適用対象は必ずしも「電気通信業務」のみに限定されているものではない。</p>
<p>意見55 MVNO の需要見通しが過小であったことにより、特定のエリアで集中的に想定外のトラフィック増や契約者数増となった場合に、MVNO ユーザを切り分けて、通信速度を低下させる等のトラフィック制御やアタッチメント制御を実施する等、条件設定を行うことが出来る旨、明確化が必要。また、MVNO の需要見通しが過大であったことにより、MNO に本来不要な追加投資が発生した場合、追加投資分は、MVNO が負担すべき旨、明確化が必要。</p>	<p>考え方55</p>
<p>○ ②想定外トラフィック発生等に対するMVNO負担の明確化</p> <p>・Apple、Google等の海外巨大プレイヤーによる上位／下位レイヤをキーとした新たな垂直統合モデルが進展する中、当該プレイヤーのMVNO参入、グローバルMVNOとの連携等により、MNOが予期しえぬ事態が否定し得ないものと認識しています。〈別紙1〉</p> <p>・そのような状況下において、現行ガイドラインには、想定外のトラフィックが発生した場合等に対するMVNOの責任や負担の在り方に係る規定がなく、MVNOから、事業計画等の聴取がなし得たとしても、MVNOの需要の見通しが過大もしくは過小であった場合、そのリスクをMNOが一方的に負わざるを得ない状況にあります。</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、MVNO ユーザを切り分けて疎通制御すべきとの御意見について、本ガイドラインにおいて「疎通制御を実施するに当たっては、(中略)MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる」とされており、MNO は同ガイドラインを踏まえた対応を行うことが適当である。</p> <p>○ また、MVNOの需要見通しが過大であった場合に生じる本来不要な投資分はMVNOが負担すべきとの御意見について、MNOは、MVNOが申</p>

・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」においては、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意」との考え方が示されたところであり、本ガイドラインにおいてもその旨、追記すべきと考えます。

・また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申案」への当社提出意見に対し、総務省より、「予期せぬトラヒック増等へ対応しえず、全体的な品質劣化が想定されるケースについては、接続拒否事由に該当する」との考え方が示されているところであり、本ガイドラインにおいてもこのような事例は接続拒否事由に該当する旨、追記すべきと考えます。

・加えて、接続開始後に、MVNOに起因する想定外のトラヒック急増等が発生した場合には、MNOの責に帰すべきものではなく、以下のとおり、MVNOが応分の負担を負うことを明確化する必要があると考えます。

(1)MVNOの需要見通しが過小であったことにより、特定のエリアで集中的に想定外のトラヒック増や契約者数増となった場合

・MVNOユーザを切り分けて、通信速度を低下させる等のトラヒック制御やアタッチメント制御を実施する等、条件設定を行うことが出来る旨、明確化が必要と考えます。

(2)MVNOの需要見通しが過大であったことにより、MNOに本来不要な追加投資が発生した場合

・追加投資分は、MVNOが負担すべき旨、明確化が必要と考えます。

し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大である場合は、MVNO に対して、リスク軽減措置を求めることができる。ただし、その具体的内容は、リスクの軽減に必要なかつ最小限の措置とすることが適当である。

(別紙1) Google、AppleがMVNO参入を検討中との報道について



報道記事	記事の概要
「グーグル、MVNOへの参入を検討中」 (2011年9月23日 Mobile business briefing)	・グーグルはMVNO開始に向けてスペインで試験を行っている模様。 ・グーグルは位置情報を利用した検索やナビゲーション、写真共有を含めた彼らのコアなモバイルインターネットサービスの利用を促進する方法として、魅力的なデータ通信料金を備えたグローバルMVNOを設立しようとしている可能性がある。
「Appleが“ソフトSIM”を研究中、キャリアを排除し市場を変えるか」 (2010年10月28日 eWEEK.com)	・AppleがSIMカードメーカーのGemaltoと協力して、iPhone用の特別なSIMカードを開発していると、Gigaomが10月27日に伝えた。 ・この埋め込み型SIMカードがあれば、顧客はAppleから直接(店舗でもWebでも)iPhoneを購入して、購入時に携帯キャリアを選択できる。
「Appleが“仮想SIM”に係る特許を申請」 (2011年11月3日 Patently Apple)	・2011年11月3日、米国特許商標庁は、アップルからの特許出願を公表した。これによりアップルが仮想のSIMカード(Virtual SIM Card)により作動する将来のiPhoneの開発に取り組んでいることが明らかになった。
「Apple、GoogleのMVNO参入に関するアナリストの分析」 (2012年5月1日 WSJ Market Watch)	・2011年4月にバルセロナで開催されたMVNO Industry Summit において、モバイル通信業界アナリストのWhitey Bluestein氏は「AppleによるMVNO参入は皆が思っているよりも早く実現する可能性がある」とのプレゼンテーションを行った。まずはタブレット端末にデータ通信サービスをバンドルしていく、と分析し、AppleがiTune storeを通じたサービス(データ・ローミング等)の提供を行ない、Googleが後に続く、と予想している。

© 2012 NTT DOCOMO, INC. All Rights Reserved.

(NTTドコモ)

意見56 MVNOの調達する端末に関し、技術基準への適合に加え、MNOの求める事前確認試験の実施を義務づけるべき。

○ ③実態にそぐわないMNOの片務的な責務の見直し

・技術基準に適合する限り、MNOとして自らの検証がなし得ないまま、MVNO調達端末の接続を拒否できないとする一方、当該端末による混信の除去の責務はMNOにあるとするのは、一方的で不条理な規定であると考えます。

・実際に、MVNOの開業にあたり、当社ネットワークでの検証のため、当社販売の全ての端末にて通常実施しているネットワーク接続試験の実施をMVNO調達端末において求めたところ、本規定に基づき拒否され、現在に至るまで一切検証が実施できていないところです。

考え方56

○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。

<p>・したがって、P.13 において、技術基準適合の条件に加え、MNOの求める事前確認試験の実施をMVNOへ義務付ける等の規定変更が必要であると考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見57 「MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申し込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。」という規定を削除すべき。</p>	<p>考え方57</p>
<p>○ ④法の趣旨を逸脱した規律の見直し</p> <p>・MNOがユーザに提供するサービスについて、MVNOへの提供を強いることは、公正な競争をかえって歪めるものであり、法令上適切な解釈とは言えないものと考えます。</p> <p>・本規定は、結果として、本来、提供義務はなく当事者間の自由な契約に基づく卸役務提供について、接続義務よりも強い義務が課せられるかのような記載となっているものとの認識です。</p> <p>・「機能のオープン化」を促進する観点から、「注視すべき機能」の仕組みが接続ルールの整備に伴って導入されたところですが、ユーザサービスの卸提供も前提とされるとした場合、明らかに行き過ぎた規律と言わざるを得ません。</p> <p>・また、このような解釈が正しいとすると、MNOに限らず、卸役務を提供している事業者は、ユーザサービスの提供を強いられることにつながり、およそあり得ない解釈であると考えます。</p> <p>・現に、MVNOからは当社がユーザへ提供中のサービスや割引プラン等の卸役務提供を求められる事例もあるところです。</p> <p>・卸役務提供に係る利用の公平とは、ユーザへの提供役務との公平性までを求められるものではないことから、本規定から「他の一般利用者」を削除することで、あくまでも卸役務間における利用の公平である旨、明確化が必要と考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、電気通信事業法第6条の規定により、「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない」とされているところ、その提供が不当な差別的取扱いに該当するか否かは、個別具体的に判断されることとなり、合理的な根拠に基づいて取扱いに差を設けることまで禁止されるものではないと考えられる。</p>

<p>意見58 接続型 MVNO の提供役務について整理が不十分であり、MNO の役務提供義務の対象が不明確になっている。</p>	<p>考え方58</p>
<p>○ ⑤接続の整理から生じる矛盾の解消&lt;別紙2&gt;</p> <p>・MNOのネットワークと接続してサービス提供を行うという観点では、接続型MVNOと他の固定系事業者(例:IP電話事業者等)に特段の接続形態の差異は認められない中、接続型MVNOは「移動通信サービスを提供できる」とされていること自体、提供役務についての整理が不十分であり、結果としてMNOの役務提供義務の対象が不明確となっているものと考えます。</p> <p>(役務提供義務の対象が不明確であることに起因して生じている矛盾の例)</p> <p>・現に接続型MVNOが故意に接続料を支払わない事態が生じたところ、今後も同様の事態が生じた場合には、当社は法令や接続約款に基づき、接続停止を行わざるを得ない状況も想定されます。この場合、FOMA特定接続契約者(以下、「MVNOユーザ」)は何ら瑕疵がないにもかかわらず役務提供を停止されることとなり、その場合、当社は役務提供責任を問われるリスクが生じます。</p> <p>・したがって、接続型MVNOが移動通信サービスを提供できるとすることについて、MVNOの提供する役務の定義や他の固定系事業者との差異も含めた明確化が必要と考えます。</p> <p>・また、MNOの役務提供義務の対象が不明確となっていることに関連し、MVNO ユーザと当社ユーザとの関係について、下記の点を確認させていただきたい。</p> <p>①接続型MVNOは、電気通信事業法施行規則 様式第4(提供する電気通信役務)において、どの役務を提供していることとされているか、確認をさせていただきたい。</p> <p>②上記事例のとおり、接続型MVNOが接続料の支払いを怠った場合、当社は法令や接続約款に基づき、接続停止を行うこととなるが、</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、接続型 MVNO の役務提供について整理が不十分との御意見については、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」改正案への意見等に対する考え方(平成 19 年2月 13 日)考え方18のとおり、本ガイドラインにおける「移動通信サービス」の語は、厳密な役務提供区間毎の電気通信役務を指して用いているのではなく、総体としてエンドユーザに対して提供する移動通信サービスを意味するものとして用いているところであり、当該用語の使用方法をもって接続型 MVNO の役務提供について整理が不十分との御意見は当たらない。</p> <p>○ また、MNO が法令や接続約款に基づき接続停止を行った際の MVNO ユーザへの役務提供責任に関する御意見について、「役務提供責任」の意味が必ずしも明らかではないが、MNO が電気通信事業法第 32 条各号に定める場合に該当することをもって MVNO との接続を停止した結果、MVNO ユーザが電気通信役務を利用できなくなった場合、MNO の当該行為のみをもって、MNO が同法第 121 条に定める役務提供義務を履行していないとするものではないと考えられる。</p> <p>○ 疎通制御に当たっては MNO ユーザと MVNO ユーザを同等に扱うことが必要との御意見について、本ガイドラインにおいて「疎通制御を実施するに当たっては、(中略)MNOにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる」とされており、MNO は同ガイドラインを踏まえた対応を行うことが適当である。</p>

その場合、MVNOユーザに対して、当社は役務提供責任を果たしているものである旨を確認させていただきたい。

③ネットワーク混雑時における疎通制御(通信速度を低下させる等のトラフィック制御)の実施は、本来、当社判断により、利用の公平の観点から踏まえ、当社ユーザとMVNOユーザを同等に扱うことが必要と考えられるが、この点について確認をさせていただきたい。

・接続型MVNOがMVNEになるケースについて、注釈6と注釈24の記載は矛盾しており、結果としてMNOの役務提供義務の対象が不明確となっています。

・この点からも、既に申し述べたとおり、接続型MVNOが移動通信サービスを提供できるとすることについて、MVNOの提供する役務の定義や他の固定系事業者との差異も含めた明確化が必要と考えます。

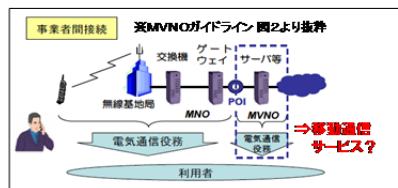
**(別紙2) 接続の整理から生じる役務概念の曖昧さ、矛盾について**



**<接続型MVNOの提供役務>**

(ガイドライン上の記載)

注釈<sup>6</sup>には、接続型MVNOがサービスを提供する場合、「利用者に対しMNOが役務提供を行っている」とされている。  
また、図2からは、MNO、MVNOそれぞれが、利用者に対し、接続点を責任分界点として、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供していると考えられる。

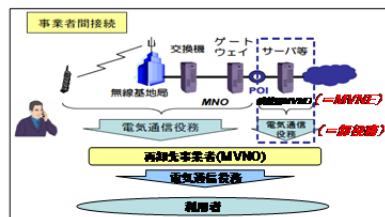


○MVNOは、「MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者」と定義されている。これを上図に当てはめた場合、果たしてMVNOが移動通信サービスを提供していると言えるのか？  
○仮に、上記において接続型MVNOが移動通信サービスを提供しているとした場合、全ての接続事業者が移動通信サービスを提供していることになる。

**<接続型MVNOがMVNEとなる場合のMNOの提供役務>**

(ガイドライン上の記載)

注釈<sup>6</sup>「MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態」との記載からは、MNOの役務提供先は、下図のように再継先事業者(MVNO)となると考えられる。



※MVNOガイドライン規定をもとに作成

○接続型MVNOがMVNEを兼ねる場合、注釈<sup>6</sup>の「利用者に対しMNOが役務提供を行っている」との記載と矛盾が生じる。

© 2012 NTT DOCOMO, INC. All rights reserved.

<p>意見59 P.6 注釈 6「②接続に当たってMVNOが取得する情報の例」は、接続先の事業者にとって必要な情報ではなく、規定自体を削除すべき。</p>	<p>考え方59</p>
<p>○ 本規定は、接続さえすれば、MVNOがMNOのあらゆる情報を取得できるような記載となっているものと認識していますが、そもそも、これらの情報はMNOがMNOの役務提供区間において必要な情報であり、接続先の事業者が接続に関し必要な情報とは解されないものと考えます。</p> <p>・このような規定の存在は、MVNOに対して、MNOと同一レベルの情報保持が当然との誤解を与えかねず、現に、MVNOからは接続料に関するMNOからの情報開示について、「四半期毎の情報開示を義務付けることを強く要望」、「月次あるいは四半期ごとに、その時点で使用しているネットワークのキャパシティを、接続事業者には提供することを求めたい」等の主張がなされているところです。</p> <p>※日本通信殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」への提案書(平成23年4月22日)、MVNO協議会殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に対する意見書(平成23年11月30日)より一部抜粋。</p> <p>・したがって、このような規定は削除すべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p> <p>○ なお、接続に当たってMVNOが取得すべき情報については、当事者間の協議によるべきものであり、御意見の注釈6の「接続に当たってMVNOが取得する情報」は同注釈において例示であることが明記されている。</p>
<p>意見60 P.22 国際ローミングに係る規定は削除すべき。</p>	<p>考え方60</p>
<p>○ ⑥実施が前提との誤解が生じかねない事項の見直し</p> <p>・本規定は、ローミングイン／アウトの区分がないなど表現が曖昧であることにより、自らはネットワークを持たないMVNOが国際ローミングインサービスを提供することや、MVNOが海外キャリアと国際ローミング協定を締結すること等について、明確な制度整理がなされていないにもかかわらず、あたかもそれらの実現が前提との誤解を与えかねないものと考えます。</p> <p>・国際ローミングに係る規定については、制度整理も含めた明確化が必要であり、少なくとも実態との整合性からは、「国際ローミングアウトサービス」と明記すべきであり、併せて、P.22の「MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOと</p>	<p>○ 御意見は、本意見募集とは直接関係のないものであるが、今後こうした検討を行うに当たっての参考とさせていただきたい。</p>



<p>の間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。」との規定については、削除すべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
--	--